

第21回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和4年9月12日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これより本日の会議を開きます。

内記町長から提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を行います。

健康福祉課の審査は、認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算のほか、認定第2号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の3特別会計となります。認定第2号と認定第4号については国民健康保険税と介護保険料の審査もごさいますので、税務課の職員も出席します。

それでは、健康福祉課の審査を行います。

最初に、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課の決算審査特別委員会に出席しております健康福祉課職員を紹介いたします。

保健師長の廣田里美です。副保健師長の中野真理です。課長代理の深澤早苗です。課長代理の吉田祐康です。主査の藤田美知樹です。主査の高橋高行です。最後に、私は健康福祉課長兼

地域包括支援センター所長の新田由香里です。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計となります。

初めに、一般会計の決算の概要について抜粋した決算書に基づき歳出を中心に、令和3年度に新たに実施した事業など主なものについて説明させていただきます。

抜粋した決算書9ページ、10ページをお開きください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費、12節委託料12万4,850円は、沢内庁舎のサーバー機器移設に伴う国保連ネットワーク回線等移設業務に係る委託経費になります。

24節積立金452万1,000円は、福祉対策基金に2万8,000円、医療従事者養成対策基金に449万3,000円を積み立てたものです。

11ページ、12ページをお開きください。3款1項1目民生費、社会福祉総務費、12節委託料、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金システム改修業務委託料61万6,000円、18節負担金、補助及び交付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金7,280万円、その他10節需用費の印刷製本費、11節の役務費の通信運搬費等は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金給付事業に要した経費になります。

同じく18節負担金、補助及び交付金、灯油高騰対策特別支援給付金248万円、その他10節需用費の印刷製本費、11節の役務費の通信運搬費

等は新型コロナウイルス感染症に伴い収入が減少した低所得者世帯等が冬期間の経済的負担の軽減が図られるよう、灯油購入費の助成として1世帯当たり5,000円を給付する灯油高騰対策特別支援事業に要した経費になります。

12節委託料、医療費給付システム改修業務委託料6万6,753円は、税制改正等に伴う医療費給付システム改修業務の委託経費になります。

13ページ、14ページをお開きください。2目高齢者福祉費、12節委託料、成年後見センター運営業務委託料220万5,240円は、認知症や知的障害者等、判断能力が不十分となった方の自己決定を尊重し、財産や権利を守り、支援を目的とする成年後見制度の利用を促進するための事業などを行うため、成年後見センターを設置し、運営に係る業務の委託経費になります。

同じく12節委託料、生活支援ハウス運営業務委託料60万600円は、令和3年3月議会で補正予算計上し、生活支援ハウスかたくりの園の拋出や、共同で使用する洗濯室などの水道の蛇口の交換に要した経費になります。

18節負担金、補助及び交付金、高齢者生活福祉センター悠々館施設修繕補助金1,068万3,200円は、令和3年3月議会で補正予算計上し、生活支援ハウス悠々館の居室のストーブの入替え及びホール屋上、屋根修繕に要した経費になります。

15ページ、16ページをお開きください。3目障害者福祉費、18節負担金、補助及び交付金、岩手県精神保健福祉大会負担金3万円は、令和3年度第47回岩手県精神保健福祉大会が北上市で開催されたことに伴い、大会経費の一部を負担金として支払っております。

17ページ、18ページをお開きください。2項1目児童福祉費、児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金4,680万円、その他10節需用費の消耗品、11節の役務費の通信運搬費等は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を

支援するため、高校3年生までの子供のいる世帯に対し、子供1人につき10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金給付事業に要した経費になります。

また、同じく18節負担金、補助及び交付金、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金250万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯の子育て世帯の生活を支援するため、独り親世帯を除く18歳未満の子供や20歳未満の障害児がいる世帯に対し、子供1人につき5万円を給付する低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要した経費になります。

9ページ、10ページにお戻り願います。3款1項、民生費、社会福祉費、繰越明許費3,747万円は、1目社会福祉総務費2,813万2,000円の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業と、1ページおめくりいただきまして11ページ、12ページ、2目高齢者福祉費933万8,000円の巣郷老人憩の家の管理費の2事業の合計であり、今年度に繰越しをしております。

19ページ、20ページをお開きください。4款1項1目、衛生費、保健衛生総務費、12節委託料、健康管理システム改修業務委託料465万3,000円は、健康管理システムの健康診断結果等、様式の標準化及び健診情報連携システムの改修などの委託経費になります。

21ページ、22ページをお開きください。13節使用料及び賃借料、子育て支援情報サービス使用料26万4,000円は、スマートフォンで妊娠、出産、子育てまでサポートができるアプリ、子育て支援アプリ情報配信サービスに係る使用料になります。

17節備品購入費、デジタル体重計6万500円は、幼児健診の際に使用するデジタル体重計を新たに購入した経費になります。

18節負担金、補助及び交付金、介護施設等整備事業費補助金250万円は、新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐ目的として、介護福

社施設 1 施設が簡易陰圧装置を整備した経費に対し補助しております。

2 目予防費、1 節報酬から 1 ページおめくりいただきまして、23 ページ、24 ページの 12 節委託料までの一部の経費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として 12 歳以上の方を対象とした 1 回目、2 回目ワクチン接種や、18 歳以上の方を対象とした 3 回目ワクチン接種などにかかる経費になります。

また、12 節委託料、健康管理システム新型コロナウイルス設定改修業務委託料(繰越明許費) 89 万 4,850 円は、令和 3 年 6 月議会で専決処分事項の承認を受け繰越明許をしております業務委託であり、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を把握するために導入するシステムと、町で使用している健康管理システムの連携を図るためにシステム改修に係る業務委託になります。

最後に、主要な事業の決算実施状況につきましては、決算附属資料の 65 ページから 89 ページにかけてと 171 ページから 178 ページにかけて記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

一般会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10 番 おはようございます。私からは 2 点という、視点ですけれども、事業としては少し多くなりますが、質問したいと思います。

まず、附属資料の 66 ページからということになりますが、今回事業の決算額がゼロということで、実績がない事業が、多分大ざっぱに見ただけで 7 事業、この附属資料にございますが、まずは福祉有償運送事業、これは前年度決算もゼロということであります。次に、老人ショートステイ事業も令和 2 年度は 6 万円ということで、令和 3 年度が事業決算がゼロということ、

そして 76 ページ、コミュニケーション支援事業も決算額がゼロ、次のページの 77 ページの移動支援事業もゼロ、実績なしということ、そして次のページ、78 ページ、身体障害者自動車改造費等助成事業もゼロということ、そしてその下の入浴サービス事業も実績なしということ、そして 79 ページも成年後見制度利用支援事業もゼロということ、そして 84 ページになって医師養成事業もゼロ、医療従事者養成事業もゼロということで、事業決算額がゼロの事業は附属資料でいけばそれぐらいかなと思いますが、今回補助の該当者がいなかったということもあったかというふうに思いますが、昨年、前年度からも利用実績がないような事業もあるわけですが、担当課としては各事業について、こういった状況をどのように捉えているのか。例えば事業としての目的は達成されて、今後その事業としては利用される方はいなくなるであろうというふうに捉えているのか、そのやり方の問題であったのか、その辺についてはどのように捉えているかということが 1 点。

2 点目は、89 ページの地域自殺対策事業ということで、決算額が 42 万 2,000 円ということでありますが、この実施内容を見るとおおむね使用料と賃借料ということで、車両の維持管理の費用が多く計上されているわけですが、実際用意された車両を使ってどれほど訪問であるとか、そういった活動はどれくらいの頻度というか、回数というか、行ったのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、決算附属資料の 66 ページから各種事業でゼロ決算の事業について、その概要について私のほうから答弁させていただきますと思います。

まず、基本的には確かに要望がなければ事業なしというのは、そういうのが全体的な事業にはなりますけれども、ちょっと個別にお答えしたいと思います。66 ページの福祉有償運送事業

につきましては、希望事業者があった場合に町のほうで福祉有償の運営協議会を設置して開催するものということで、こちらにつきましては希望があり次第設置できるようにということで、常に予算のほうを計上しているというところになります。実際なかなか希望者がいないということで、開催状況はここ数年ないというような状況になっております。

そして、ページが飛びまして、70ページ、老人ショートステイ事業につきましては、こちらについては高齢者の方々を介護している家族の方々の身体的だとか経済的な負担を軽減するために、希望があると、このショートステイの事業のほうのまず主にケアマネジャーさん、介護支援専門員さんのほうから要望があつて、こちらの事業につなげるということだったのですけれども、令和2年度までは光寿苑さんとぶなの園さんのほうでそれぞれ事業のほう、要望があればその都度施設のほうでということ受入れのほうをしておりましたけれども、令和3年度につきましては光寿苑さんのほうで短期入所のところ、人員不足というところで1年ほど休止ということがありましたので、やすらぎ会さんの1事業者と契約をして、受入れの要望があればその都度対応するということでしたけれども、特にこちらのほうに寄せられることなく、ショートステイのほうの利用はなく、その代わりさわうち病院さんのほうで実施しているレスパイト入院というところで、そちらのほうを利用される方がいらっしゃったというところをちょっと病院のほうからお聞きしております。

そして、ページ飛びまして、76ページのコミュニケーション支援事業につきましては、まずこちらは何か大きな大会の際に、障害の方だとかを対象にする大会の際に手話通訳者をお呼びして実施するということですが、コロナ禍によってなかなかイベント等を開催していなかったということもありまして、こちらのほうの支援事業のほうは実施までは至っていないというところ

になります。

そして、77ページの移動支援から78ページの身体障害者自動車改造費等助成事業、それから訪問入浴サービス事業までは、こちらは障害者の方々のそれぞれサービスになりますけれども、こちらについても要望がなかったというところの実績になります。

そして、79ページの成年後見制度利用支援事業につきましては、障害者の方々、自らの判断能力がちょっと難しい方々に対しての支援というところでの成年後見なのですが、こちらについては相談等ありますけれども、実際まだこの成年後見制度まで結びついていないというような状況になっております。こちらについても、実際利用の申込みがあった際に使えるようにということで予算を計上しております。

そして、84ページになりますけれども、医師養成事業、医療従事者養成事業につきましては、ホームページ等でこちらについては募集をかけていたところですが、希望者がありませんでしたが、辞退等がありましたので、残念ながら実際貸付けまで至っていないというところになっております。

以上です。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 それでは、89ページの地域自殺対策事業についての車両を使った訪問の実績というふうなお尋ねだったと思います。そちらについてお答えいたします。

この自殺対策につきましては、実質は車両の維持が予算としてまず計上してありますけれども、予算のかからないところでは、ここにありますとおりゲートキーパー養成講座だったり、日頃の訪問活動でのやり取りから、そういった自殺対策につながっているものと思っておりますけれども、車両を使つての訪問でしたけれども、まず精神保健の分野での訪問ですけれども、実人数としては26人、延べ人数としては51件となっております。中身は、ひきこもりだったり、

あと認知症だったり、それから精神障害者で治療なさっている方というふうなことになっております。そして、今は産婦の鬱というふうなことも問題になっておりますけれども、母子保健の分野での訪問を挙げますと、妊産婦につきましては実人数9人、延べ13件、それから新生児訪問、実人数が7人、そして延べ10件、それから幼児、実人数が3人、延べ3件、それから幼児その他で実人数2人、延べ2件というふうなことになっております。これに限らずいろんな場面で訪問活動、保健委員さん回りだったりも、それも一つの見守りというふうなことで捉えておりますが、そちらのほうの件数はカウントしておりません。

以上になります。

委員長 淀川豊君。

10番 まず、自殺対策事業の訪問活動についてですが、これはハイリスクの方々に対して訪問活動をしていくということの事業概要であります。これは定期的にそういう方々に対して訪問活動するということなのか、訪問活動する頻度はどうやって決められているか、取決めがあるか、その辺について。

先ほど来、決算額ゼロの事業について課長からいろいろご説明いただきましたが、おおむね理解をするところではありますが、79ページの成年後見制度利用支援事業についてであります。実績なしということですが、決算書の14ページの成年後見センター運営業務委託料は220万円からの予算がかかっているということですが、事業的には実績がなくても、やはりセンター運営には220万円の経費がかかってしまうということなのか、その点について伺います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 今お尋ねありました精神疾患を患っていらっしゃる方の訪問についてのお尋ねですけれども、頻度、定期的、その辺りにつきましますと、きっちり決まったものを明確に目標にして訪問

している実情ではございません。まずは、こちらの事業と併せながら、そのついでにというふうな訪問もありますし、それから相談があった、それに対して訪問というふうなことで、間隔とかそういったところはきちんと提示できるところはございませんけれども、ニーズがあった都度訪問するようにはしております。地域から相談がありましたら、ぜひこちらのほうにもお寄せいただきたいと思っております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、先ほど説明をしました成年後見制度利用支援事業についての決算と、もう一つ、成年後見センターの運営のほうの事業の決算についてお答えします。

こちらの成年後見制度利用支援事業につきましては、実際成年後見の制度を利用したいという方が、親族さんの方が申出をする場合には親族さんのほうが費用を、それぞれ経費を負担されるのですけれども、例えば親族さんがどなたもいらっしゃらないとか、親族の方となかなか連絡が取れなくて、首長申立てということで、町のほうで代わりに裁判のほうに申立てをする費用等にかかる経費がこちらになります。

もう一つのほうの成年後見センターへの運営につきましては、今回成年後見センターの理解を深めるために、まず制度を周知していただくような形で広報業務を委託しておりますし、それからあと相談の業務をお願いしていたり、あとそれから実際成年後見を受けていらっしゃる方もいらっしゃいますので、それを西和賀町の社会福祉協議会さんのほうで成年後見業務をしている方の訪問だとか、それからそれにかかる費用を町のほうで助成するのですけれども、そちらのほうの助成費用というところもこちらのほうの運営費の中に入れて、令和3年度から運営のほうの事業を実施しております。

委員長 刈田敏君。

1番 私からも附属資料の70ページ、先ほどありましたけれども、老人ショートステイ事業が

ゼロということでありませけれども、中身的には非常に大きな問題と捉えています。まず、家族の身体的、精神的負担を軽減するというので、やっぱり皆さんお願いしたいということでありませけれども、実際事業者のほうでは人材不足ということのできない。であれば、誰がどういう形で進めていくのかということのがかなり大きな問題になると思うのでせけれども、それに対してアクションといひませか、対策といひませか、その点どのように捉えていますか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人ショートステイ事業につきまして、昨年度、まず実績としてはゼロ件だったということも踏まえまして、今回特別養護老人ホームにつきましては町内の2事業者ということで、光寿苑さんとやすらぎ会さんのほうに、ぶなの園さんのほうに委託契約をしております。今年度光寿苑さんのほうでも体制が整ったということで、まず今年度につきましては2事業者さんと契約を結んでいるところになります。

そのほか、あと養護老人ホームさんという町外のほうともその都度契約を結んで、この事業はしているところなのでせけれども、まず今回人材不足ということで、光寿苑さんのほうでちょっと難しいというふうなお話をいただいたところであります。今回町のほうとしましても、人材不足につきまして各施設さんともお話をしながら、介護の政策の事業なども立ち上げておりますし、広報活動というところで、出前講座ということで若い方々、まずすぐには人材につながるの難しいかもしれませんが、介護の政策、魅力発見の出前講座を通じまして、今年度は沢内小学校と西和賀高校でも実施しますし、昨年度も実施したところあります。そのような形で、まず介護の人材不足の対応というところで対応しておりますし、あともう一つ、奨学金を借りて従事していらっしゃる方に対しては、今年度から新たに奨学金の一部の助成事業などもスタートしております。

今年度北上市と、それから金ケ崎町と奥州市と併せまして広域でやっている定住自立圏のほうでも介護の人材不足というところを一つの広域での課題として捉えておりますので、そちらのほうでも今パンフレットを作成して、少し専門学校等にPRをしていきたいというところでも今取組をスタートしているところになります。

委員長 刈田敏君。

1番 取組に関しては、これまでも続けてきたことだと思ひませ。これ総括質疑のほうであれだと思ひませのでせけれども、結局福祉だけでなく産業を含めて、各部署のところによってやっぱり人材不足が進展しているということに関しては、町としてはやっぱりもうちょっと大きな問題と捉えて対策を講じていかななくてはならないのだらうなと思ひませけれども、これは総括のほうでまたお聞きしたいと思ひませ。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思ひませけれども、附属資料の中の87ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業ということでお伺いさせていただきますけれども、事業概要ということで、1回、2回、4月から8月まで、そして3回目は2月までということに記載されておりますけれども、接種率の率をちょっとお知らせいただければと思ひませけれども。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算附属資料87ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業のそれぞれの接種の接種率というところで、大変申し訳ないのでせけれども、なかなかこの接種率が、この時期だけにというよりは、これからどんどん累積をしておりまして、今時点での接種率という形でお答えしてもよろしいでしょうか。すみません。

今現在1回目、2回目の接種率、それぞれ私たち65歳以上と、それから64歳以下という形でちょっと分けておりまして、65歳以上の方々の1回目の接種率は約94%、そして64歳以下の方

々については92%、そして2回目につきましては65歳以上の方が93%、そして64歳以下の方は91%になっております。そして、3回目のワクチン接種につきましては、3回目は65歳以上が95%、そして64歳以下は88%になります。それぞれ3回目につきましては、1回目、2回目、2回目を接種した方をそれぞれ対象としておりますので、高齢者の方々については95%ということで、ちょっと高めになっているというのはそういうような状況になっております。

委員長 柳沢安雄君。

3番 お答えいただきましたけれども、ほとんど100%近くの数字なようでございますけれども、ワクチンをすることによって、今現在ですけれども、後遺症というか、ワクチンを接種することによってちょっと影響、悪い方向にいつている方がいるかいないか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思いますけれども。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ワクチン接種での後遺症の状況ですけれども、その都度、接種した都度、後遺症についてということで、まず軽症のものからちょっと気になるようなことまでご相談は受けてはおりますけれども、実際こちらで何件接種して、何件そのような相談があったという統計は取っておりませんでしたので、その数値についてはちょっと今回ご答弁は難しいというところになります。

委員長 柳沢安雄君。

3番 ちょっとだけお聞かせいただきたいのですが、私の周りの方々でもワクチンを全然やっていない方もいらっしゃるわけですが、何かいろいろお話を聞きますと、医療のほうに従事している方がワクチンはやらないほうがいいのではないかなという方も、そういう声も聞こえますけれども、その辺をどのように捉えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 医療従事者がワクチン接種を勧めていないお話があるというふうなご質問かと思いましたが、実際にこちらのほうに相談の電話が、そういった電話はいただいておりますけれども、その方は追加接種についての相談でしたけれども、今の厚労省からのデータに基づいて医師のほうがそのような判断をなされたというふうなことで、かかりつけ医がやらなくてもいいと思うよというふうなお話だったのだという話は住民の方からちょっと連絡があったわけですけれども、それが1回目、2回目から接種を勧めていないかというふうなことはちょっとこちらでは聞いたことはありませんで、厚労省ではまずは感染対策につきましてはワクチン接種を推奨しております、これは努力義務となっております、やれない方もいらっしゃるし、あとはやりたくないという方もいらっしゃるし、そこは強制をもって接種するものではありませんけれども、今いろんなデータが蓄積されたことで、そういったワクチン接種に対する考え方というのも少し明らかになってきたところはあるかと思いますが、きちんとしたものはちょっとこちらでは把握しておりませんでした。

以上になります。

委員長 高橋和子君。

4番 私から、小さい点ですが、3点ほどお伺いしたいと思います。

抜粋のほうなのですが、20ページに乳幼児健診の委託料があります。これちょっと、どう違うのかということでお伺いしたいのですが、乳幼児健診業務委託料33万円と、下のほうに乳幼児健康診査業務委託料が5万円ほどあるのですが、この分けた理由というか、小さいことですが、これが1つです。

それから、24ページ、コロナ関係の集団接種会場のバス運行業務委託料で210万円ほどの予算がありますが、これはどのように運行されたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、26ページなのですが、13節に車両借上料というのがあります。これはどのように使われたのかお伺いたします。

以上です。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 抜粋の歳入歳出決算書の20ページの一
番下の委託料のところのお尋ねでしたけれども、
乳幼児健康診査委託料33万円は、これはさわうち
病院を会場にして行っております乳幼児健診
の委託料となっておりますし、一番下の乳幼児
健康診査業務委託料につきましては、これは生
後1か月児の赤ちゃんの健診の委託料となっ
ておまして、主に出産された医療機関で受け
ていただいているものですが、そちらの委
託料となって、分けております。

以上です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、抜粋の決算書の
24ページの委託料、新型コロナウイルスワクチ
ン集団接種会場バス運行業務委託料についてお
答えします。

こちらにつきましては、1回目、2回目の初
回のワクチン接種の際に、それぞれの集団接種
の際にバスを利用したいという希望があった方
々に対してバスの運行を、当初計3者から見積
りを取りまして、一番安いところと契約を締結
して、業務委託をして、町内の各うちからそれ
ぞれコースを決めて、さわうち病院の会場まで
運行したバスの経費になります。3回目以降に
つきましては、バスを利用される方がそれぞれ
少なかったということもありまして、それぞれ
町の職員がバスの直営で運営をして、直接バス
のほうの運行をしたというところになります。

引き続きまして、26ページの13節の車両借上
料につきましては、先ほどお話をしました決算
附属資料89ページにあります地域自殺対策事業
の車両の借上料ということになりますので、こ
ちらについては先ほど答弁させていただいたそ
れぞれの訪問活動の際に使用していた車両とい

うこととなります。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。ちょっと具体的に、24ペ
ージのコロナのときのバス利用状況というのは、
何人ぐらいそれぞれ利用になったのかお願いし
ます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 すみません。ちょっとそちらのバ
スの運行した際の人数までは、今手持ちで準備
してこないでしまいましたので、後でお答えし
たいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた
します。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査
をひとまず終わりたいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで10時25分まで休憩をいたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時25分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、認定第2号 令和3年度西和賀町国
民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査に進み
ます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険特別会計決算の概要
について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書187ページ、188ページをお開きくださ
い。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款
国民健康保険税が9,467万6,788円、3款県支出
金が4億1,849万5,008円、5款繰入金が6,154万
1,454円、6款繰越金が4,640万756円、総額6
億2,149万7,595円となっております。

189ページ、190ページをお開きください。歳

出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が2,746万478円、2款保険給付費が4億730万5,025円、3款国民健康保険事業費納付金が1億1,904万6,076円、5款保健事業費が806万4,361円、6款基金積立金が4,790万4,000円、8款諸支出金386万6,413円、総額6億1,364万6,353円となっており、歳入歳出差引残高785万1,242円となっております。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、県では第2期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。また、町では資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

歳出の主なものを説明します。197ページ、198ページをお開きください。1款総務費は、職員の人件費、国保事務処理標準システムに係る経費等になります。

199ページ、200ページをお開きください。2款保険給付費は、一般被保険者療養給付費や高額療養費、葬祭費等となっております。

203ページ、204ページをお開きください。3款国民健康保険事業費納付金は、県から示された納付金を県へ納付しております。

205ページ、206ページをお開きください。5款保健事業費は、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査に係る経費等になります。

2項1目保健衛生普及費、12節委託料5万5,467円は、被保険者へ通知している医療費通知に係る業務委託料で、令和3年度からは年6回から年1回に変更して実施しております。

決算状況につきましては、決算附属資料の36ページ、37ページに前年度の比較も含めて記載しております。また、決算附属資料の179ページから181ページにかけて、国民健康保険事業の概要や加入状況、保険給付状況、国保税税率

表、保健事業について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 決算書の206ページ中段のこれは特定健康診査等事業の委託料の中で、特定健診受診率向上事業委託料ということで341万6,000円が計上されておりますが、この詳細について伺いたいと思っております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算書206ページにあります委託料、特定健診受診率向上事業委託料につきましてお答えします。

こちらにつきましては、キャンサーズキャンという業者のほうに委託をしております、それぞれ健診の未受診者に対しまして勧奨通知を実施しております。勧奨の内容につきましては、数年受けていられっしゃらない方だったり、それからここ1年は受けていないとかということで、受診をしていない方の段階に応じてその内容も変えて、それぞれお送りをしているというところになります。まず、一斉には依頼、受けてくださいとなりますが、その後受けていない方に対して、後日また改めて勧奨するというような内容となっております。

委員長 淀川豊君。

10番 特定健康診査等の受診率というか、そういったものは附属資料の180ページにも載っているわけですが、今回受診率向上事業を341万6,000円かけて令和3年度の健康診査の受診率は向上したということの認識ですか、その辺はどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 今ご質問の特定健診の受診率と未受診者対策の委託料を入れてどのように変

化しているかについてお答えいたします。

この事業は、平成30年度から未受診者対策事業をしているのですが、元年度、一定の効果をj得て、まず受診率は伸びておりますけれども、令和2年度、令和3年度はコロナの影響もありまして、ちょっと受診控えをしている方が出ていると捉えております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 受診率向上の取組をされているということは理解をされるわけですが、今代理からも令和2年、令和3年は特にも新型コロナの感染拡大等が影響している部分もあって、少し受診率は伸びていないということのお話がありましたが、そういった状況を踏まえて、今後の受診率向上に向けてはやはり新型コロナの感染拡大、あるいは感染症の影響も考えたような、そういう受診率向上事業にしていかなければならないのかなというふうに考えますが、その点はどのように考えていますか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 ご質問のコロナの中でもどのように受診率向上を図っていくかというご質問にお答えいたします。

今年度から、まず未受診者の中には病院にかかっているから要らないのではないかという認識の方もいましたし、その部分とか、コロナの影響もあってちょっと控えようとかいう人に対して、チラシと申しますか、そういう医療機関を受診していても違う、こういう健診があるのだよ、必要だよというチラシの中身にしたりしておりますし、医療機関でもコロナに対応した検査の仕方、集団健診に際しても万全の対策をしておりますので、その部分をPRしていきたいと思っております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 国保の加入率が少しずつ減って、附属の179ページですが、世帯数も、被保険者数も減

っておりますが、そうだろうなと思っはいるのですが、実際担当課としてはどのようにこの現状を捉えているのかということをお伺いしたいと思ひます。加入率そのものは横ばいになっているようですが、世帯と被保険者数の大きな減少ではないですが、じわじわと減っておりますので、お願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算附属資料179ページの国保の加入状況についてお答えしたいと思います。

まず、年々被保険者数が減ってきているというところにつきましては、人口減少が伴ってというところもあるかと思ひますが、加入率につきましては今社会保険のほうの制度がかなり変わってきておりまして、社会保険へ加入する要件につきましてもかなり緩和されてきているというところもありますので、以前よりは社会保険のほうに加入する方が増えてきているというふうな形で捉えております。

委員長 高橋和子君。

4番 人口が減っているということで、それだけでいいですか。私、分からないですよ。分からないけれども、ちょっと世帯数も減っているので、実際問題、国保で独り暮らしの人たちとか、そういった実態があつて減っているのではないかなと思ひているのですが、そういった実情をどう捉えているのかということを担当課がどう見ているかということをお伺ひしたかったのですが。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 年間の平均の世帯数が減ってきているというところにつきましても、今、後期高齢の制度がスタートしておりますので、75歳以上の夫婦で、例えば2人世帯の方で75歳となると国保から後期高齢のほうに移行しますので、今、後期高齢の方々がちょっと増えてきている状況もありますので、そういう形もありまして国保の世帯というのは減ってきているというところもあるかと思ひております。特に加入率と

いうのは、なかなか難しいというところがあると思うのです。実際のところ、世帯で一人でもいけば1世帯になりますので、家族の中に一人でも国保の方がいらっしゃれば1世帯という形になりますので、全体的に町で国保の方が何世帯あるかというのはこれだけではなかなか難しいかなとちょっと思って、判断するのは難しいかなと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 そちらのほう大きい要因かもしれません。そこは、しっかり数えてみないと分からないことですが、今課長のご説明があった後期高齢者へ移行するというほうが国保世帯が減るといふ点では大きいだらうなということはお納得しました。

それともう一点なのですが、国保の資産割の検討をされて、4方式から3方式ということで検討されているかと思いますが、これは令和3年度ではどこまで検討されたのか、4年度のほうに入るかな。3年度までのところで資産割をどうするかのご検討、この時点で押さえておきたいと思いますが。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

資産割の検討状況ということで、令和3年度どこまで検討しているかという質問に対してお答えしたいと思います。まずは、健全な制度運営のために歳入と歳出のバランスを取り、安定的な財政運営を行う必要があるということから、令和5年度に向けて国民健康保険税率の改正を検討するというのをこれまでの議会でも答弁してまいりました。4方式から将来的には資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式で検討したい、県もこのような流れで動いております。

当町におきましては、今現在試算を行っておる真っ最中でございます。今議会には進捗状況等をお話し、説明できる状況にはないのですが、まだ担当課において試算をしているという状況

でございます。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 試算していらっしゃる時にネックになるのは、やはり所得割、そのほかの均等割、平等割で賄っていくということが非常に困難だという実態があるのか、そういったことかなと思って推察しているのですが、検討した範囲内ではどのような状況でしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 今担当課、税務課のほうで試算をしている状況で、その試算の状況で、課内で議論するところまでまだ来ていない状況にあります。所得割、均等割、平等割の3方式に変わるといふことで、バランスを考えながらやっていかなければならないということで、まずは試算が終わったら担当課で検討しますし、それを今度は担当課、健康福祉課等と協議し、さらには国保運営協議会というもので協議していきたいというふうに考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 今後検討の経過のどこかしかるべきところで議会にも報告をお願いしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 そのように対応したいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 早川久衛君。

9番 決算書の201ページで出産育児諸費に84万円計上していて、不用額が84万円、まるっきりに助成になっていないわけですがけれども、これはまさか3年度に出生ゼロではないと思いませんけれども、何か訳はありますか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算書201、202ページの出産育児一時金の予算計上84万円とありますが、決算額ゼロということで、支出済額がゼロということの状況についてお答えします。

今回、令和3年度につきましては、国民健康保険の世帯の中、国民健康保険の被保険者、母

親が被保険者になっている方での出産はゼロ件ということでの支出済額はなしということになります。西和賀町では、国民健康保険ではなく、ほかの保険のほうでの親御さんということになります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第2号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書209ページ、210ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款後期高齢者医療保険料が5,832万900円、3款繰入金が3,225万4,008円、総額9,083万3,446円となっております。

211ページ、212ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が346万4,282円、2款後期高齢者医療広域連合納付金が8,693万3,326円、総額9,043万4,308円となっており、歳入歳出差引残高39万9,138円となっております。後期高齢者医療は、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として保険料の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っております。

歳出の主なものを説明します。217ページ、218ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療保険料徴収等事務処理システムに係る経費等になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納入いただいた後期高齢者医療保険料を広域連合へ納付しております。

決算の状況につきましては、決算附属資料の38ページ、39ページに前年度との比較も含めて記載をしております。また、決算附属資料の181ページから182ページにかけて、後期高齢者医療制度の事業の概要や被保険者数、保険料賦課・収納状況、申請書の受付状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 質疑がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

初めに、保険事業勘定です。決算書221ページ、222ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款保険料が2億2,985万100円、3款国庫支出金が4億1,507万4,988円、

4 款支払基金交付金が 3 億 6,882 万 7,000 円、5 款県支出金が 2 億 1,113 万 2,355 円、7 款繰入金金が 2 億 6,014 万 4,000 円、8 款繰越金が 3,380 万 8,385 円、総額 15 億 1,904 万 5,705 円となっております。

223 ページ、224 ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1 款総務費が 3,241 万 4,681 円、2 款保険給付費が 13 億 2,808 万 4,103 円、3 款地域支援事業費が 5,526 万 2,125 円、5 款基金積立金が 3,816 万 7,000 円、総額 14 億 7,980 万 8,472 円となっております。歳入歳出差引残高 3,923 万 7,233 円となっております。

令和 3 年度に新たに実施した事業について説明いたします。235 ページ、236 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、総務費、一般管理費、12 節、介護保険システム改修業務委託料 143 万 550 円は、令和 3 年度介護保険法改正に係る介護保険システムの改修業務の委託経費です。

237 ページ、238 ページをお開きください。4 項 1 目趣旨普及費、10 節需用費、印刷製本費 56 万 3,530 円は、3 年に 1 度作成している介護保険の手引を作成した経費になります。

249 ページ、250 ページをお開きください。3 款 2 項 1 目、地域支援事業費、包括的支援事業費、12 節委託料、地域包括支援システム改修業務委託料 37 万 6,200 円では、令和 3 年度介護保険法改正に係る地域包括支援システムの改修業務の委託経費です。

251 ページ、252 ページをお開きください。3 項 3 目認知症総合支援事業費、10 節需用費、印刷製本費 21 万 4,500 円は認知症ガイドブックを作成した経費で、13 節使用料及び賃借料、認知症高齢者保護情報共有サービス利用料 3 万 8,500 円はほつとにしわが見守りシール、どこシル伝言板を導入した際に係る初期費用になります。

続きまして、介護サービス事業勘定です。決算書 257 ページ、258 ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1 款サー

ビス収入が 299 万 9,080 円、2 款繰入金 801 万 3,000 円、総額 1,129 万 8,993 円となっております。

259 ページ、260 ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1 款総務費が 870 万 4,241 円、2 款事業費が 229 万 6,596 円、総額 1,100 万 837 円となっております。歳入歳出差引残高 29 万 8,156 円となっております。

263 ページ、264 ページをお開きください。歳出の主なものは、1 款総務費では職員の人件費、地域包括支援センターに設置しているシステム機器の経費など、2 款事業費では令和 3 年 9 月から採用している介護支援専門員の報酬、介護予防サービス計画作成業務委託料になります。

決算の状況につきましては、決算附属資料の 40 ページから 43 ページ、前年度との比較も含めて記載をしております。また、決算附属資料の 90 ページと、182 ページから 189 ページにかけて介護保険事業の要介護認定状況や介護保険料、給付実績、サービスの利用状況、地域支援事業などについて、190 ページから 194 ページにかけて地域包括支援センターの運営状況や総合相談・支援業務、介護予防・日常生活支援総合事業、権利擁護、認知症施策、サービス事業勘定における介護予防サービス支援計画書の作成状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

介護保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8 番 今の説明の中で、何度か制度変更による支出があったかとは思いますが。令和 3 年度の制度変更によっての影響について、制度の変更点なども併せて説明いただければと思っております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 令和 3 年度の介護保険法の改正の主なものについてお答えします。

令和3年4月から、まず介護報酬が変わりましたということで、介護報酬の単価が変わっております。ですので、サービスを利用したときに支払う利用者さんについても変わっているところになりますし、あと令和3年8月からはそれぞれ高額介護サービス費等の上限額が変わっていたり、それから基準費用額の食費が変わっているなどと、まずそれぞれ一部なのですけれども、上限額が変わっているところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 それによつての町民への影響をどのように捉えているかということなのですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それぞれ介護報酬が変わっていたり、それからあと上限額が一部増えているところもありまして、実際のところは町だったり、それから利用者さんが負担する費用についてはそれぞれ増えているところになります。

あとは、実際増えることによって利用がぐんと減っているとかが、今のところサービスの利用状況から確認したところ、特に大きく利用を控えているというような実績等はちょっと見られないところになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への質疑をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため、11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、税務課の審査を行います。税務課長から歳入及び歳出、2款総務費について事業の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 令和3年度税務課所管の決算審査に当たり、説明補助員として藤原まゆ子課長代理、個人住民税を担当しております深沢将平主任、固定資産税と滞納整理を担当しております藤戸雄大主事を同席させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

税務課は、主に決算附属資料に基づき歳入を中心に説明させていただきます。

決算附属資料155ページをお開きください。初めに、町税の収納状況（現年課税分）でございます。調定額の総額が4億8,622万6,051円、収入済額が4億8,012万7,343円、収入未済額が609万8,708円、収納率は98.75%となり、前年度比で0.09ポイント増となり、前年度とほぼ同じ収納率となりました。

次からは、税目ごとの説明になります。個人町民税でございますが、前年度と比較して納税義務者数が減少したことにより、調定額、収入済額ともに減少しております。収入未済額については、前年度19万3,356円に対し、120万9,408円、収納率にすると99.28%で、前年度比0.61ポイントの減となりました。減となった要因につきましては、修正申告が発生したことによるもので、個人町民税が大幅に増額し、未納となったものでございます。

次に、(2)、法人町民税では均等割課税が6事業所の減、122事業所、法人税割課税は12事業所減の43事業所となっております。調定額は1,762万9,100円、収入済額は1,747万9,100円、収入未済額が15万円となり、収納率は99.15%となりました。内訳は、御覧のとおりとなっております。

次に、156ページをお開きください。(3)、固

定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億1,524万1,300円、収入済額が2億1,066万1,100円、収入未済額が458万200円、収納率は97.87%で、対前年度比0.59ポイントの増となりました。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業や小規模事業主を対象に、償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税の軽減措置を実施しております。

次に、157ページを御覧ください。(4)、軽自動車税、①、種別割では、調定額2,288万5,300円に対し、収入済額2,272万6,950円となり、収入未済額は15万8,350円、収納率は99.31%で、前年度比0.42ポイントの減となりました。減となった要因は、転出者による未納あるいは車両登録の所在不明等が挙げられます。

②、環境性能割では、調定額及び収入済額ともに75万6,000円、収納率は100%となっております。

次に、158ページをお開きください。(6)、入湯制では、課税宿泊客数で前年度よりも3,736人の増、課税日帰り客数で1万6,125人の減、調定額、収入済額は共に減少しており、収納率は99.98%となっております。課税日帰り客数が大幅に減となった要因としては、特別清算により解散したことによるものでございます。

次に、159ページを御覧ください。滞納繰越分では、合計で調定額が3,647万3,436円、収入済額が315万9,454円、不納欠損額が66万3,900円、収入未済額が3,265万82円、収納率は8.66%、収納率で対前年度比2.01ポイント増となっております。

次に、3、町税の滞納の状況（現年度分）では国保税と介護保険料を除く町税の現年度分滞納額は609万8,708円となり、前年度比で73万2,248円の減、収納率にして0.36%減、過年度分を含める滞納総額では3,874万8,790円となり、前年度比で317万8,412円の増、収納率にし

て0.58%減となっております。

次に、4、不納欠損の状況では、地方税法の規定に従い、徴収不能と判断される事案等について11人、31件、額にして66万3,900円の不納欠損処理を行いました。内訳は、地方税法第18条第1項の規定による5年間行使しなかったことにより時効完成により不納欠損したもの22件、あるいは同法第15条の7第4項の規定による執行停止が3年間継続したことにより不納欠損したもの9件となっております。

次に、160ページをお開きください。滞納処分の執行状況ですが、執行した差押え件数が19件、対象税額が8,740万2,911円、換価または取立て金額では件数が19件、収入額が320万4,684円となりました。取立て件数、金額ともに前年度を上回っており、令和3年度は本町から岩手県地方税特別滞納整理機構に職員を派遣し、徴収事務に取り組めた成果の表れと捉えております。

次に、162ページをお開きください。ここからは、国民健康保険税となります。国民健康保険加入者の状況では、1、基礎課税分、2、後期高齢者支援金等課税分の令和3年度の年度末の世帯数は704世帯、被保険者数は1,050人となっております。

3、介護納付金課税分の被保険者数は283人で、これらの表から世帯数及び被保険者数は年々減少していることが分かります。

次に、163ページを御覧ください。4、国民健康保険税の課税実績ですが、所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれの総額及び課税総額並びに限度額課税世帯、限度額を超える金額についても世帯数、被保険者数の減少により前年度よりも減少しております。

5、現年課税分では、合計で調定額が9,564万2,200円、収入済額が9,303万9,500円、収入未済額260万2,700円、収納率97.28%となり、前年度比で1.08ポイント減となりました。減となった要因につきましては、先ほど個人住民税のところでもお話ししましたが、修正申告が発生

したことによるもので、国保税が大幅に増額し、未納となっているものでございます。

6、国保税軽減の状況については、御覧のとおりとなっております。

次に、164ページをお開きください。7、滞納繰越分ですが、一般被保険者、退職被保険者、合わせて収入済額が163万7,288円、不納欠損額が2万800円、収入未済額が119万2,136円、収納率が57.44%で、対前年度比13.03ポイントの増となりました。

次に、8、不納欠損の状況ですが、4件、1人の2万800円の不納欠損を行いました。地方税法第15条の7第4項の規定による執行停止が3年間継続したことによるものです。

それでは、10、滞納の状況ですが、平成29年度から令和3年度までの各年度分の滞納金額及び滞納者数となっております。

次に、165ページを御覧ください。介護保険料について説明いたします。介護保険料の状況ですが、現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は2億3,079万7,900円、収入済額が2億2,985万100円、不納欠損額4万1,900円、収入未済額90万5,900円となっております。

収納率は、現年課税分の特別徴収は100%、普通徴収は94.97%となっており、滞納繰越分については46.43%で、前年度比23.99ポイントの減となっております。

次に、滞納者の状況ですが、滞納金額が90万5,900円で、前年度から36万8,800円増加、滞納者実数で9人増加となりました。滞納者、金額が増加した要因としては、収入が少額年金のみの方、あるいは仕事の退職等により介護保険料の納付に至らなかったというものでございます。

次に、181ページをお開きください。下段の(2)、後期高齢者医療保険料賦課・収納状況について説明いたします。令和3年度現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は5,845万5,000円、収納額は5,832万円、収

入未済額は13万5,000円、収納率は99.77%となっており、前年度とほぼ同じ収納率となりました。

これまでは歳入を中心に説明させていただきましたが、最後に歳出の税務課新規事業について説明いたします。決算書抜粋版、歳出の4ページ、一番最後のページをお開きください。2款2項2目12節委託料、収納システム改修業務委託料971万3,000円は、キャッシュレス決済、コンビニ収納に係るシステム改修費となります。

次に、収納代行業務委託料8万8,000円は、収納代行業者に支出したものとなります。参考までですが、今年度から開始したコンビニ収納の収納率、8月31日現在で申し上げたいと思います。8月31日現在で10%、約1割がコンビニで納められたということになっております。

私からの説明は以上となりますので、よろしくお願いたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。それでは、まず歳入について質疑を許します。

淀川豊君。

10番 歳入についてということですので、附属資料の155ページ、町税の収納状況（現年課税分）ということで表がありますが、今課長からもいろいろ説明があったわけですが、非常に令和3年度もコロナの影響で町内の事業者の営業が心配をされたところでもあります。国も、あるいは町もコロナ給付金等を使いながら経済対策、いろいろ打ってきたわけですが、この結果を見るとそれほど大きな落ち込みもなかったのかなというふうな気がしますが、それはやはりそういった経済対策、あるいはそういったことの影響があったと捉えているのか、その点については担当課としてどうお考えかお聞きしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 町税の現年課税分の収納状況で、コロナの影響を受けなかったのかというようなこと

ですが、コロナについては様々な支援、交付金、補助金等があるわけで、そういった補助金等を活用して、事業者はコロナを今乗り切っている最中かと思いますが、税金については固定資産税の減免というのはありましたけれども、比較的コロナの影響を受けないで済んだのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、入湯税のことでございますけれども、入湯税の回収というか、納めていただいている、これは1人当たり何ぼの計算で徴収されているのか、その辺をちょっと。

委員長 税務課長。

税務課長 入湯税の金額について回答いたします。

宿泊客につきましては、1人1日につき150円、これは大人150円、日帰り入湯客1人1日につき75円となっております。参考までに、自炊旅館ということでいいますと、宿泊は入湯客1人1日につきその半分、75円、子供につきましては35円というふうになっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 附属資料の164ページ、国保のほうで最後の滞納の状況、令和3年度分、金額、滞納者とも非常に大きくなっているようなのですが、この状況について担当課としてはどのような要因かというふうに分析しているのでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 私の冒頭の説明でも申し上げましたが、今回金額で言いますとかなりの金額になるわけなのですが、修正申告というものが入りまして、それが金額ではかなりの影響を占めております。人数につきましては、少額分納を開始した、あるいは一度に納められないので、納税相談した上で分割納付をしたということで、それが1年間で納まらなかったという部分が多々あります。

早期に、新年度の課税が始まる前に終わらせるような計画を立てるべきですが、収支のバランスの報告をいただきまして、それらを勘案して、何とか繰越金額が、滞納金額が増えないように努力しているところでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 今に関連しますが、滞納される世帯、課税するときはそれなりの収入によって課税されているわけですがけれども、なかなかいろいろな納めるものが多くて滞納せざるを得ないような状況になっているのか。収入そのものが、例えば生活保護レベルから見て生活保護レベルの方々というような見方ができるのか。それ以上であっても、ボーダーライン的な所得の状況であるとなかなか苦しいということもあるのではないかなと思っておりますが、そういった点でどのように把握されているでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

不納欠損のところでも私説明したのですが、地方税法第15条の7第4項という規定がございます。これは、執行停止が3年間継続したものの、先ほどの質問で生活保護レベルの方ということで質問ですが、私どもも財産調査をしますし、預金、財産、そういったものがないときには、ないものはなかなかやっぱり納めていただけないということがありまして、財産調査をして、ないものにつきましては地方税法の規定を使って生活、例えば少額年金を差し押さえたりすると生活に困るといった場合には差押えを控えております。生活困窮者あるいは少額年金等につきましては、地方税法の規定を活用して不納欠損処理をしておる状況でございます。

委員長 早川久衛君。

9番 ちょっと確認します。非常に滞納者が多くて、その回収に大変税務課では困っていると思いますけれども、令和3年度で、今担当課長がいろんな年金は猶予するという話をちらっとしましたけれども、去年国民年金などを差し押

さえた例はございませんか。

委員長 税務課長。

税務課長 国民年金を差押えたケースはあるかという質問に対してお答えします。

国民年金と給与のある方、収入が2つある方いらっしゃると思います。そういう場合は、年金収入あるいは給与収入を見て、滞納金額が幾らあるかを見て、昨年度は年金を1件差し押さえております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、税務課が所管する歳出、2款総務費について質疑を許します。

高橋宏君。

8番 担当課長から先ほど説明あったように、収納システムを変更してコンビニ収納ができるようになったのですが、初年度ということでいろいろ経費もかかったと思います。繰越明許費になっているのかな。初年度はかかったでしょうけれども、これから毎年かかる金額というのは令和3年度と比べてどのように変化していくというふうに考えておるのでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

システム改修費は1回のみで、今後かかることはございません。

今後かかる経費としましては、収納代行業務委託料、先ほど8万8,000円というふうに申し上げました。この金額が令和4年度、5年度、来年もこの金額程度でかかるものと見込んでおります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで税務課への質疑をひとまず終了し、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

農業委員会の審査を行います。農業委員会が所管する6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から事業の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 皆さん、こんにちは。農業委員会でございます。説明に入る前に、本日の出席者を紹介したいと思います。主査の早川求です。事務局長の私、菊池輝昌です。よろしくお願いいたします。

それでは、決算の概要につきまして説明をしたいと思います。皆様にあらかじめお渡しいたしました令和3年度歳入歳出決算書抜粋と決算附属資料の200ページから201ページに農業委員会の活動概要が記載されております。

ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回開催される農業委員会総会と、農業委員、農地利用最適化推進委員合同の全体会議、農地を有効に利用するための農地の利用調整であります。したがって、毎年の決算も大きな変動はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与が主な支出であり、歳入はそれに付随した補助金となっております。

それでは、歳入歳出決算書の歳入部分、1ページから2ページを御覧ください。6款農林水産業費の農業委員会分の支出総額は2,499万899円と前年度の2,455万4,405円とほぼ同額となっております。令和2年度に引き続き新型コロナの影響で各種大会等が中止となったことから、旅費に不用額が出ております。

以上、農業委員会の令和3年度決算の概要について説明いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 これまであまり農業委員会の部分で、決算、予算も含めて質問されたことがないというか、少なかったということで、ちょっと質問したいと思いますが、農地利用最適化推進委員会、全体会議等もやったということですが、令和3年度の委員会ではどういった意見というか、どういった話がされたのか、また令和2年あるいは令和元年から見て、何か特別令和3年度で話し合われたような、対策を打ったというか、活動したというか、そういった点があればお知らせをいただきたいと思います。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 それでは、お答えいたします。

先ほども説明したのですけれども、農地の貸し借り、あるいは転用等の案件が出るわけなのですけれども、その際に農地利用最適化推進委員の方からも意見を聞くというふうなことになっておりますけれども、特段反対意見等は出ず、原案のとおり賛成をするといったことでこれまで推移をしてきたということでございます。令和3年度に関しても変わりがなくということでございましたので、その辺お知らせしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで農業委員会への質疑をひとまず終了し、

次に農業振興課の審査を行います。

農業振興課が所管する6款農林水産業費、11款災害復旧費について、農業振興課長から事業の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、農業振興課でございます。説明に入る前に本日の出席者を紹介いたします。課長代理の加藤一幸です。主査の小松智仁です。同じく主査の新田賢一です。最後に、課長の菊池輝昌です。よろしく願いいたします。

それでは、令和3年度の決算の概要につきまして説明いたします。歳入歳出抜粋資料の1ページから2ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、農政推進協議会、岩手県農業大学校後援会及び岩手県農業会議への負担金に関わる支出となっております。

3目農業振興費の1節報酬から8節旅費までは、産業間連携推進会議委員、地域おこし協力隊及び農業担い手支援に関わる支出となっております。

続きまして、3ページから4ページを御覧ください。10節需用費から13節使用料及び賃借料は、公用車両に関わる経費をはじめとする事務経費のほか、産業間連携事業支援業務委託料235万4,000円が主な内訳となっております。

18節負担金、補助及び交付金は、農業関係団体に対する負担金及び補助金のほか、農業団体が実施する事業補助金となっております。

主な事業の概要は次のとおりです。強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業1,036万2,440円は、法人が導入したコンバイン1台及び地域の担い手が行ったハウス5棟の再建に対する助成を行ったものです。

大豆・ソバ刈取機械購入補助金700万円は、西和賀大豆ソバ生産出荷組合に対し、汎用コンバインの購入費の助成を行ったものです。

続きまして、5ページから6ページを御覧く

ださい。主食用米生産緊急支援事業補助金1,948万9,800円は、令和3年産米の大幅な下落に対応するため、花巻農協が農家に対する生産支援を実施する経費の助成を行ったものです。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、繰越明許分でございます、4億4,351万6,000円は、株式会社湯田牛乳公社が行ったヨーグルトの新工場建設費の助成を行ったものです。

4目畜産業費は、長原牧場管理運營業務委託料299万9,859円、町有草地維持管理業務委託料91万3,363円のほか、畜産関係団体及び畜産事業に関する補助金、負担金が主な内訳となっております。

続きまして、7ページから8ページを御覧ください。5目農地費は、農業用水路等に係る修繕費716万4,685円、川舟地区農地整備事業に係る高度土地利用調整事業業務委託料181万2,800円、防災ため池ハザードマップ作成業務委託料、これは繰越明許でございます、239万8,000円に加え、各種土地改良事業負担金及び日本型直接支払制度交付金が主な内訳となっております。

続きまして、9ページから10ページを御覧ください。6目農業者施設費は、農業振興課が管理する農村景観活用交流施設、生きがいセンター、農家高齢者創作館及び雪っこトンネルの管理に関する経費が主な内訳となっております。

不用額として12節委託料に82万2,679円の記載がありますが、これはゆう星館の売却に関し、温泉敷地の分筆登記を行う必要がなくなったことに伴うことにより不用額となったものです。

3項水産業費、1目水産業振興費は、西和賀淡水漁業協同組合の運営に関する補助金となっておりますが、令和3年度の活動実績がなかったことから執行せず、全額が不用額となったものです。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は、令和2年7月の大雨に伴う頭首工や農地の破損箇所の修

繕、長瀬野頭首工災害復旧工事が内訳となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。歳入抜粋資料の1ページから4ページを御覧ください。歳出の執行に伴う特定財源として14款分担金及び負担金は、各事業の受益者分担金となっております。

17款県支出金は、各事業の県負担分となっております。

22款雑入、4項雑入、1目雑入、青果物価格安定事業積立金返戻金3,662万3,714円は、青果物の価格下落に対応し、価格補填することを目的として昭和60年から積み立ててきた基金ですが、当該事業の積立てを行う青果物の生産者がなくなったことに伴い、市町村積立て分を返戻したものです。

以上で農業振興課、令和3年度決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、決算書の歳入についてですが、2ページの分担金の中で収入未済額が31万2,000円ということになっておりますが、その詳細についてお聞きしたいと思います。

もう一点ですが、附属資料の95ページ、6次産業推進事業であります、事業概要でいけば産業間連携組織設置計画策定及び指導業務委託料ということで235万4,000円ということの実績のようではありますが、産業間連携組織設置計画についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、実施状況の中で、一番下ですけれども、西和賀産のそば需要拡大ということで、CAS冷凍による生麺の冷凍保存試験を実施したということですが、これは実施した生産者とか組合に補助というか、そういった形をしたのか。役場直営というか、そういったところで実施実

験をされたのかということと、その試験の結果
どういう状況で、今後どういう事業に結びつ
いていく考えなのか、その点について伺いたい
と思います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、先ほどの質問のほうに
お答えしたいと思います。

まず、2ページの歳入の部分で、収入未済が
31万2,379円ということでしたけれども、こ
れは全額奥羽南部区域広域農業開発事業分
担金、この部分が入ってきていないものとい
うことになります。

それから、2つ目の質問ですけれども、附
属資料95ページの6次産業の部分というこ
とでございましたけれども、235万4,000
円委託料ということとなっておりますけれど
も、これは計画というよりも実際産業間の
連携推進会議ということでございまして、
既に組織のほうは立ち上がっているとい
うことでございまして、表記が少しあや
ふやな部分があるのですけれども、正確に
しゃべると産業間連携推進会議、これの
運営ということとなっております。

それで、6次産業の進め方ということで、
令和3年度は3回のまず会議を開いて、事
業の進め方等について協議をしたという
ことでございまして、その進め方に関し
ていろいろアドバイスをいただくという
ことで委託料を支払っているのですけれ
ども、その経費が235万4,000円に
なっているというふうな形になっています。

それから、その下にあるCAS冷凍の試
験ということでございしますが、これはそ
ばと、それからワラビの2種類というこ
とで試験をしたということでございま
す。実際それぞれなのですけれども、ち
よっと詳しくお話をしますと、ワラビ
のほうはあく抜き処理を行ったものを
それぞれただの冷凍にかけると、それ
からCAS冷凍にかけると、それら
のまず比較の試験ということでござ
いまして、そばに関しては生麺を直
接冷凍するもの、それからCAS冷

凍にかけるもの、あと一回ゆがいて、それ
らをCAS冷凍にかけるといった形で比
較の試験を行ったということでございま
す。参考として、ワラビのほうは塩蔵
したのも実はCAS冷凍にかけてみた
のですけれども、それらをちょうどワ
ラビのほうは7月から10月まで、そ
ばのほうは10月から1月までという
ことでそれぞれ試験をしたのですけれ
ども、ワラビに関しては実は塩蔵し
たものをCASにかけるといいます
か、凍らせたものが一番旬のものに
近かったという結果が得られています。
そばに関しては、生麺を冷凍したもの
、CASにかけたもの、あまりそん
なに差はなかったのですけれども、若
干CASにかけたほうがおいしかった
のかなと思っております。ただ、ゆ
がいてしまったものに関しては、元
の味が落ちてしまったというような
結果になっております。

以上でございます。よろしくお願
いします。

委員長 淀川豊君。

10番 まず、産業間連携組織設置、
この委託料なのですが、書き方が悪
いと、自分たちで作った資料で書き
方がどうだというようなことを自分
たちでおっしゃるのは個人的にはど
うかなというふうに思うのですが、
その辺は表記でごまかすことがな
いような、そういうような表記に
してもらわなければいけないのか
というふうに思います。こういうこ
とが例えば度々起きるのであれば、
農業振興課の事業に対しては相当
突き詰めて我々も審査をしていかな
ければならないということになる
と思うのですけれども、その辺は
十分気をつけていただきたいとい
うふうに思います。

あと、3回の会議で、その指導委託
料が230万円だったということの
説明であります。この委託料の詳
細についてまずお知らせいただ
ければと思います。

それと、CASの冷凍による試験
についての内容は分かりました。
そもそもCAS冷凍による試験とい
うのは、何を意図して実施をされ

のか、まずその点についてお伺いしたいと思
います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 決算附属資料の表記がいろいろと
迷わせるようなことで、大変申し訳ございませ
んでした。今いただきました2つの質問につい
てお答えをしたいと思います。

まず、3回の会議ということで235万4,000円
ということで、委託料の詳細ということでした
けれども、まず会議の内容ですか、どのような
ことを会議にかけるかといった部分の方向性を
詰めるといったことと、それから各種マルシェ
の事業ですとか、いろいろ6次産業に係る事業
というものがあるのですけれども、その進め方
ということについてポイントを整理していただ
くということが主な内容になっているというこ
とでございます。

それから、CAS冷凍の事業の意図というこ
となのですけれども、これはワラビですとかそ
ばといったものを町内の旅館あるいは飲食店に
対して供給する場合に、できるだけ鮮度のいい
形で供給すると。ワラビに関しては、単に町内
ということだけではないかもしれませんが、町外
もあるかもしれませんけれども、鮮度のいい状
態で供給するためにはどのような形がいいのか
と、それを探ることを目的としてこのCAS冷
凍の事業というものを実施したというのが目的
と内容でございます。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 6次産業の産業間連携組織ですが、当初
は計画を立てて指導してもらおうということの計
画を多分担当課ではしていたのではないですか。
それができなくて、結局3回の会議の指導ある
いは内容等の精査ということになったのかなと
いう、個人的にはそういうふうな感じがしま
すが、委託の内容については理解しますという
か、金額の内訳、詳細の内訳についてお知
らせください。

それと、CAS冷凍に関しては、食材の鮮
度を探るということで実施をされているわけ
ですが、今回の結果を受けてどのような判断
というのか、どのような考えでいるのか、そ
の辺についてお伺いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 産業間連携推進会議の業務
委託料の詳細につきましては、改めて資料を
整理した上で提示させていただくというこ
とでよろしいでしょうか。

それから、2つ目のCAS冷凍の今後とい
うことで、どのような判断かということな
のですが、今、すぐさま直接事業をするとい
うことはないわけなのですが、今後ワラビ
ですとかそばの供給方法に関して検討する
際に、このデータ、当然基にして検討する
ということとなりますし、民間の方々で同
じような取組をする際に、やはり行政と
してこういったデータがあるよといったこ
とを提供すれば、わざわざ調べるという
手間がなくなるかと思しますので、そう
いったことで活用していきたいという
ふうに思っております。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 肝腎の委託の金額については、また
後で資料提供したいということですので、
委員長にちょっとお計らいをお願いしたい
のですが、資料提供を受けて、もし再度、
ここが一番肝腎なところですので、質問
があれば総括等で追加の質問もさせて
いただくということよろしいですか。

委員長 大丈夫です。

高橋宏君。

8番 私からは、4点ほど聞きたいと思
います。

附属資料のリンドウについて何項目か支
援を出されております。91ページの苗、
球根の購入に対して……球根は違
うかな。あとは、農業振興センター
ということでリンドウの開発事業、
あとはリンドウ、97ページの
リンドウ、最初に

植付けしたときに対象商品、出荷までの間の支援を行うというふうに3つほど附属資料であるのですけれども、一方、附属資料の197ページには昨年の出荷量のことが書かれておりまして、出荷数量は前年より下回ったと、販売額も約2,200万円減収で2億円と。ここに出ている支援は3つなのですけれども、残念ながらこういう支援した中でもリンドウの出荷量、販売額とも減っているということに対して、担当課としてこの支援策で、このままの継続でいいのかというような、結果を受けて検討されているのかというのが1点。

同じく附属資料の199ページ、酪農経営においてTMRの供給が始まったというふうになっております。これによって乳牛の収量、どの程度アップしたのかということについて。

あとは、抜粋資料のほうで歳出の8ページ、猿橋農村公園の管理委託ということで11万1,000円上がっております。猿橋の公園のほうは、トイレが残念ながら使用できないということで、今年度は4月から簡易トイレを使わせてもらっております。今後トイレの形は、また新たなものというふうにしていくだろうと思うのですけれども、管理委託料としてこの金額、適正なものであるかということについて。

あと、淡水漁業協同組合の活動がなかったからということで不用額に上がったのですけれども、我々議会のほうにも外来種、ブラントラウトの駆除をしなければいけないというような話をいただきました。淡水漁業協同組合さんのほうでもこういうのに取り組んでいるのかなというふうな思いがあったのですけれども、ブラントラウトの駆除と淡水漁業協同組合の活動というのはまた別なことなのか、その点についてお伺いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お待たせいたしました。回答したいと思います。

まず、決算附属資料にあるリンドウの各種支

援ということで、球根の補助ですとか、あるいは新植1年目の方に対する助成といったようなことがあるわけなのですけれども、事実生産量あるいは出荷額が下回っていると。気候によるものもこれは当然あるわけなのですけれども、一番根本はリンドウを作付する農家、高齢化に伴って数も減っている、労働力も落ちていると、そういったことがやはり大きく影響しているというふうに分析しております。

それで、今の助成で十分かという、決してそうではないというふうに考えております。今後の後継者、農業労働力の確保ですとか後継者の確保といった部分に関しても力を入れていく必要がありますし、それからオリジナル品種に関して、花巻市の農家の方に委託して生産をしているといったこともありますけれども、量を確保するといった点ではそういった対策に関しても充実をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の決算附属資料の199ページのTMR導入に関する部分、乳量の収入の部分なのですけれども、決算附属資料の成果、決算附属資料の53ページを御覧いただきたいと思っております。ここに農林業の振興ということで、生乳の生産量がありますけれども、ここにまず現状値、実績値、それから目標値ということで書いてありますけれども、令和2年度末が1,374トン、そして令和3年度末が1,457トンというふうになっておりますので、このデータで回答に代えたいというふうに思います。

それから、決算書抜粋の8ページの猿橋農村公園の委託料11万1,600円ということとなっておりますけれども、これは先ほどお話をいただいたとおりですけれども、今のトイレが使えないと、使用を中止しているということで、簡易式のトイレ、これはくみ取料ということになります。使用料、いわゆる賃借料ですとかになります。使用料、いわゆる賃借料ですとかになるのですけれども、決して安い額ではないというふうに思っております。

それで、令和4年度に一応猿橋農村公園のトイレを一回解体するというふうなことで予算のお認めをいただいたわけなのですが、当然今後に関して、地元の住民といいますか、地域の方々と話し合う必要がある。当然再建するかどうか、その後の管理を含めてどうするかといったことをしっかり話し合った上で方向性を出していきたいというふうに考えております。

それから、4つ目の淡水漁協の部分なのですが、実際外来種の駆除ということで、別事業になるのですが、過去に湯田の西の堤のブラックバスの駆除ということをしたのですが、これは県事業を活用して取り組んだというふうな記憶があります。関係性に関して、改めて記憶だけで答えるのはまずいと思いますので、改めて整理をした上でお答えさせていただきたいというふうに思います。淡水漁協の活動と外来種駆除の活動がどうなっているかということは、改めて整理してお答えしたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 リンドウに関しては、今やっている方々の高齢化という問題はそのとおりだと思います。リンドウの組合自体のほうでも脱葉リンドウとかという形で市場のほうのニーズに応えるというような活動を行っております。組合自身でもいろいろと組合ニーズ、市場ニーズにどう応えるかというふうに活動しておりますので、そういう組合の活動、ほかの6次産業とかのほうでも話が出たのですが、もっと農協さんと、関係機関と協力して、こういう支援体制も考えるべきではないかという話があったのですが、リンドウに関してもそのような検討をするような方向に持って行っていただきたいと思うのですが、課内として現在どうなっているかということについてお伺いしたいと思いますけれども。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 ありがとうございます。現在農業振興課内において具体的な検討はしていないのですが、当然市場ニーズを踏まえて売り込みをするということに関して、やはり農協ですとか関係機関と一緒に応援をしていくと、そういった現実の対策ということも踏まえて、これから令和5年度ということになるかと思いますが、反映させていくように考えてまいりますというふうに思います。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 資料の94ページ、農業塾のことに关してです。農業塾生、やっぱりここを整えながら後継者等に進んでいけばと思うのですが、今回のラズベリーの実習の管理等あったのですが、その状況と、あと塾生の募集に当たって塾生をどのように育てていくのか、その辺について今後の考え方を伺います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

ラズベリーの圃場の管理ということで記載があるわけなのですが、これは農業塾に参加した方々がラズベリーを使った加工品を作るといった目的で圃場を設置しているのですが、今はその活用がなくて、草刈りですとか、そういったことがまず主な中身、管理になっているということでございます。

それから、塾生の状況ということなのですが、目的としては本当に農業をしっかり経営として行う方々を、新しい方々を募集して、その方々に対して経営の基礎ですとか、生産管理の基礎ですとか、そういったことを教えていきたいということが目的なのですが、残念ながら令和3年度、塾生の応募がなかったということになっております。そういうような方々の応募がなかったということになっております。

それで、ちょっと今考えているのですが、

も、実は定年退職をした方々で農業に興味があるといった方々もいらっしゃいますので、どのような方々を募集するのかと。当然先ほど申し上げた農業をしっかりと経営として取り組みたいという方々とはちょっと目的が変わるかもしれないのですが、そういったことも踏まえて農業塾の在り方といったものを考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

当然ニーズが多様だということですので、その方々に対して応えられるようなカリキュラム、内容といったこともこれは検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 7万8,000円、これはチラシだけで終わったような感じなのですが、やはり目的に対して活用がなければ、やっぱりここはちょっと、まずラズベリーはもう育ててあれだと思ってしまうのですが、きちっとしたどこかにつなげるというような方向と、またそれとは別に農業塾というのは考えていくべきではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

単純に塾を開くということではなくて、当然これは人材育成ということになりますので、今のまず状況を踏まえて、人材育成の在り方全体を整理した上で、この農業塾の在り方といったものの位置づけも考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうから2点ほどお伺いします。

附属資料の91ページ、水田営農活性化対策推進事業の件ですけれども、決算として20万円ほどになっているのですが、これは事業主体が一応農協さんになっているのですが、農協

以外のユリ栽培農家にもこの事業というのはいわゆる対象になったのか、まずそれをちょっとお伺いします。

それから、同じく附属資料の100ページ、畜産振興事業の性判別精液利用促進事業の件なのですけれども、22万5,000円。性判別の精液、これは60本導入しているのですが、この成果というのはいったいどのようになっているのか。町のほうで調査をまとめられているのであればお伺いしたいと思います。

以上です。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、決算附属資料91ページのゆり価格安定事業の件ですけれども、事業主体が農協ということとなっておりますけれども、ほかの生産者もありますので、ちょっと手持ち資料がなくて、そこに補助が入っているかどうかといった部分、確認する必要がありますので、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

それから、決算附属資料の100ページということでございますけれども、性判別精液利用促進事業費の成果ということでございますけれども、これも農協が事業主体ということで取り組んでいるわけなのですが、成果というのと、どのようなことを求められているかということもあるのですが、ちょっとその点に関して具体的な部分でお示しをいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ゆり価格安定事業なのですが、ある農家から価格が下回った場合のあれというのは大変いいと、補助をするというのも主体としては分かるのですが、コロナの関係もあり、またウクライナにロシアが侵攻によつての燃料費の高騰、これによつてかなり厳しいという話があつて、何かそうした助成というか、そういう事業がないものかなということを伺ったりしているものですから、その辺ちょっと確認していただければと思います。

それから、性判別精液利用促進事業なのですが、これは1年に60本を全部消化して使っているとは限らないので、なかなか成果そのものはこれから先も感じられないかもしれませんが、ただこれを補助しているわけですから、町のほうで。私あんまりこういうことには触れたくないのですけれども、町が補助した分は購入に対しての補助か、それとも農家さんに対しての、いわゆる早く言えば雄牛を対象として、販売に対する高価格でというのが目的であるとすれば、精液代が補助分として、例えば値引きではなくても価格として幾らか、その辺が生産者いわゆる幾らか還元されているものか、ちょっとその辺私も確認できなかったもので、まずお伺いするところです。その辺は、もし分からなければ後からでもいいのですが。

それから、すみません、もう一点だけ追加しますが、抜粋の4ページなのですが、負担金、補助及び交付金の中に畜産等廃棄物処理事業費補助金というのがあって、これは1,500万円ほど毎年出ているのですけれども、これはあくまで補助金と思ったから、私どこへ補助しているのだろうと思ったら、早く言えば負担金みたいなものだということで先般お伺いしたわけですが、昨年度というか、3年度においてはどの程度の廃棄物が畜産はされたのか、もしその辺が資料として出ているのであればお知らせ願います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 まず、性判別の関係ということなのですが、これは正規の購入費、これに対する助成というふうなことになっておりまして、実施の状況ということなのですが、購入費の半額ですか、これをまず助成することなのですが、成果といったときに、いわゆる成功率とかそういったことでお答えすればよろしいでしょうか。購入した結果、どれくらいの割合で成功したかといったことのお答えでよろしいでしょうか。そのことに関して調べ

ればよろしいでしょうか。

委員長 北村嗣雄君。

2番 そうですね、成功率もそうですが、ただ先ほど追加で言ったのは、やはり生産者への、結構安くないのですよね、この性判別の精液も。ですから、その辺が生産者への程度還元にもなっているのか、ちょっとその辺確認のためにお伺いしたいということで申し上げていました。

以上です。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 ちょっと繰り返しになりますけれども、まず生産者に対する還元という点からすれば、要するに正規購入費の半額、これがまずいくということで、要は半分の金額で買えるという部分が還元される部分なのですけれども、具体的にこの結果、いわゆる成功率が何%かという部分に関してはちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。

それから、畜産廃棄物の処理として1,500万円ということで、これは山の幸王国に対する補助ということになりますけれども、具体的な処理量に関しては手元に資料がありませんでしたので、これも調べてお知らせをしたいと思います。よろしく願います。

委員長 高橋和子君。

4番 抜粋の8ページで、防災ため池ハザードマップ作成業務委託料ということで、繰越明許であります。これはちょっと中身忘れてしまったので申し訳ないのですが、どういう事業であったのか、繰越明許にした理由をちょっと。すみません。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

近年大雨ですとか、非常に災害が多くなったということで、どの地域でかという部分、今少し忘れてしまったのですけれども、大雨によってため池が崩壊をして、そして下流がいわゆる洪水になったというようなことがありました。

そのようなことを踏まえて、農林水産省として全国のため池を点検して、そして万が一、洪水等の危険が及ぶ場合にどのエリアまで及ぶのかと。防災でもあるわけなのですけれども、それをため池においてもハザードマップをつくって関係する方々にお知らせをしようということで、令和2年度から始まった事業ということとなります。

それで、実は事業費の関係でこれは繰越しということになったわけなのですけれども、事業費といいますか、タイミング、いわゆる予算のタイミングで……ごめんなさい、予算がまずついたわけなのですけれども、一気に事業をできるようなタイミングではなくて、補正予算でたしかつたはずなので、それで実は令和2年度と令和3年度に分けて実施をしたというような形になっています。お知らせをすると、令和2年度は沢内庁舎の裏側に深沢というところがありますけれども、そこ湯田のトンネルのところで湯田の西の堤というところがありますけれども、そこに関して調査をしてハザードマップをつくったというのが令和2年度です。

そして、令和3年度は開拓にある貝沢野、それから湯田のトンネル北側のほうにある豊沢ですか、湯田豊沢というところがありますけれども、そこ、それから間木野の米沢の堤という3か所、これは一気にその事業ができなかったもので、繰越明許して2年度と3年度に分けて行ったというような内容になっています。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 そうすると、令和3年度の事業というのは令和3年度に終了しているということでしょうか。

それと、危険なため池というのはほかにもあるのか、これで大丈夫なのか、その辺お知らせください。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えをしたいと思います。

事業自体は、令和3年度でまず完了したということなのですけれども、県に対して西和賀のため池ありますよと報告したのが10か所あります。そのうちで、いわゆるハザードマップをつくるという基準に該当したのがこの5か所になるということでございます。ですので、報告書も全てハザードマップをつくるということではなくて、基準に合った、危険なもの、より危険性の高いものですか、それに関してハザードマップをつくったというような内容になっています。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで農業振興課への質疑をひとまず終了し、次の林業振興課の審査に移るため、2時5分まで休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時05分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、林業振興課の審査を行います。林業振興課が所管する2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費について、林業振興課から事業の説明を求めます。

林業振興課長。

林業振興課長 それでは、林業振興課でございます。説明に入る前に、本日の出席者を紹介いたします。主査の佐藤幸弘です。主任の高鷹栄登です。地域林政アドバイザーの金子光雅です。最後に、課長の菊池でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和3年度の決算の概要につま

して説明いたします。歳入歳出抜粋資料の1ページから2ページを御覧ください。歳出のほうです。失礼いたしました。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、有害鳥獣対策、車両の管理費、各種団体等の負担金等に関わる支出となっております。

3ページから4ページを御覧ください。2目林業振興費は、林道維持管理費のほか、林地台帳更新業務60万9,400円、森林経営管理制度に基づいて旧湯田地区の私有林所有者を対象として実施した森林所有者意向調査支援業務委託料326万7,000円、森林カルテ作成業務200万円などが主な内訳となっております。

不用額として林業振興費の10節需用費に213万4,203円、12節委託料に204万4,917円の記載がありますが、そのうち林道の修繕費200万円、林道専用道刈り払い業務委託100万円については森林環境譲与税を原資として予算措置したものです。森林環境譲与税につきましては、当該年度に交付された額については可能な限り当該年度に事業消化するよう、総務省や林野庁から指導を受けていることもあり、当初予想される事業として予算計上したものです。しかしながら、事業実施に当たっては私有林を対象としたもの等の実施要件があったことから事業実施に至らなかったものです。

その他委託料の不用額の主な内容と理由は、次のようになっております。森林所有者意向調査事業委託、不用額15万1,000円及び植樹祭会場維持管理業務委託、不用額18万9,100円につきましては事業の執行残に伴うものです。森林体験学習ふれあい事業委託、不用額7万5,000円については、令和3年度農業まつりが中止となったことに伴い、事業が実施できなかったことが理由となっております。森林作業道作設研修事業委託、不用額20万円につきましては、新型コロナウイルスにより計画した活動ができなかったことが理由となっております。また、林道

専用道刈り払い業務委託、不用額100万円につきましては、修繕料のところでは先ほど申し上げた内容のとおりでございます。

5ページから6ページを御覧ください。3目造林事業費は、森林病虫害防除業務委託84万1,060円、間木野地区の人工造林0.94ヘクタール、湯川地区の下刈り4.0ヘクタールなどにより町有林等整備事業が188万6,500円となっております。

次に、4目林業者施設費は、主に志賀来地区生活環境保全林等の管理委託費となっております。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費、14節工事請負費88万6,397円は、令和2年7月豪雨により損壊した林道下の沢線、蛭山線及び高畑線の修繕を行ったものであり、令和2年度予算の繰越予算を活用して実施したものです。

続きまして、歳入について説明いたします。歳入抜粋資料の1ページから2ページを御覧ください。歳入の執行に伴う特定財源として、17款県支出金は森林病虫害防除事業費62万895円、森林整備事業費98万8,263円となっております。

18款財産収入、立木売却収入2万4,640円ですが、本内山国有林における分収造林の伐採に伴う収入となっております。

22款雑収入、3項貸付金元利収入、4目農林水産業費貸付金元利収入の100万円は、森林組合への貸付金が返済されたものです。

以上で林業振興課、令和3年度決算の概要説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 林業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、1点ほど質問いたしたいと思っております。

まず、附属資料の107ページの下段、森のサイクル普及啓発プロジェクト事業ということであ

りますが、実施状況の中で森林環境譲与税充当事業ということのようであります。先ほど課長からも譲与税充当事業については説明をいただきました。令和3年度歳入を見ると、森林環境譲与税は1,400万円を超えるような金額で集められているわけですが、令和3年度、林業振興課全体の事業の中で森林環境譲与税充当事業というのは何があって、合計どれくらいあるのか、まずその点について伺いたいと思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お待たせしました。歳入歳出決算書の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。まず、主な内容ということなのですが、4ページの中段にあります森林環境教育の講師謝金というふうに書いてありますけれども、これは森のサイクルの学校の生徒を対象とした事業と申しますか、そういったものにかかるものなのですか、いわゆる森林環境教育に係るものがまず1つです。

それから、4ページの部分なのですが、関係するのは森林エネルギー利用促進事業、それから林地台帳の更新、それから森林カルテの作成業務、あと森林所有者の意向調査、こういったものに対して環境譲与税というものを充当しているというのがまず概略なのですが、細かな内訳、それから金額の合計というものに関しては後ほど調べて一覧としてお示しをさせていただきますと思います。ちょっとばらばらだと分かりにくいと思いますので、まとめてお知らせをしたいと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 また後ほど資料提供ということですが、そもそも森林環境譲与税は山の管理、あるいは災害の防災だとかというような、人材育成も取り組まれているようなところもあるようですが、そういった意図で住民から集められて納税をされているような税金ということですので、担当課も例えば1,400万円きっちり使ったほうがいいとは言いませんが、それなり

の戦略を持って、森林環境譲与税を使おうというような意欲を持って取り組んでいただければというふうに思いますが、その点はいかがですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

当然民有林の整備という部分に関しては、まだまだでございますし、あるいは林道の整備ですとか、それから森林所有者の意向調査というものをやっているわけなのですが、これからその結果を基として民有林をどのように管理をするかという部分に関しては、やはり専門家の知見というものを活用しなければいけない。当然知見を持った方という部分、その方々を雇用なりお願いする部分の費用等々ありますので、そういった部分にしっかり活用して森林の管理というものを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 課長に質問すると立派な答弁をいただくわけですが、私有林の意向調査が進まなければ、では何も進んでいかないということにならないですか。そこまで担当課として理解をしているのであれば、例えば重点的に意向調査を進めるとか、そういうことで事業実施をしていくべきではないかと思いますが、その点はどうですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 森林所有者の意向調査の結果を待つて全てをやるということではなくて、当然まず現状把握としてこれはやらなければいけないのですが、あと併せて森林の状況を確認するために航空レーザーで現地の測量といいますが、しようということで計画を立てております。

加えてということなのですが、令和3年度まで私有林に対してということで、その条件は厳しかったのですが、令和4年度に関しては予算枠を広げて民有林の整備等を進め

ておりますので、とにかくできるところからまず着手ということで取り組んでおりますので、決して森林所有者の意向調査の結果が出てからするというのではなくて、並行していろんなことに取り組んでおまして、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 何回質問してもしようがないような気がするので、これで終わりたいと思いますが、まずは課長が意向調査を進めてやらなければその前に行けない答弁をしたから、私はそういう質問をしているのです。それに対して、そうではないと言ったら、どこまでもこの議論は続いていくように思うのですが、しっかりとした課としての考えがなくて、この場しのぎのような答弁をするからそうなるのではないですか。

委員長 今の質問でいいですか、課としての考えということで。

淀川豊君。

10番 課長にそういうような話をしても進まないようであれば、こういう状況を町長はどのように考えますか。

委員長 町長。

町長 お答えいたします。

基本的には一緒のところだと思いますけれども、森林の育成の場合には長期的な時間を見通して計画し、それに従って施業していくということが基本になると思います。これは全国一緒だと思いますが、森林整備計画なりそういう計画を立てて、それに従って保育、下刈りとか、あるいは枝打ちとかそういうこと、そしてまた時期になれば伐採し、素材を出すというような流れで林業をやっていくわけですけれども、それをしっかりするためには資源をしっかり把握すると。計画は立てても、そのとおりに育っているか、状況になっているかという状況把握がまず第一に重要でありますし、あとはそこに土地所有者がいますので、その意向というものが兼ね合わされて施業が回っていくというふうに

考えております。

そうした考えを基に現状を見た場合に、なかなか西和賀の森林状況はそうっていないという実態にあると思いますので、そこをしっかりと調べた上で意向調査もし、そしてまたある程度の誘導をして森林資源を有効に使っていくというような段取りでいく、今そういう過程にあるかなということと、そういう方向に持っていかなければならないというような考えで現場には指示を出しているというふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 附属資料の108ページということで、町有林等整備事業が、これは令和3年度に終わって、検査も終わっていたということでもあります。この情勢、状況、目的に関しては良質な木材を生産し、町民の財産を造成するということでもあります。これに沿ったものになっているのかということをお伺いいたします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

町有林等整備事業につきましては、108ページの事業目的にあるとおりなのですが、この目的に沿った形で事業は進めております。ただということなのですけれども、条件によって林道の整備、いわゆる作業道の整備等々を含めて、場所もそうなのですけれども、できるところ、できないところということがありますので、そういったものも検討しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 その点も中身に入っていますけれども、幾らいい木材あっても、以前からいろいろ話ありましたけれども、林道等できていなければ生産にならないので、そこら辺は横断的に計画していくことがやっぱり重要だということでした。今後も、今の話を受けて、そういう計画もやっていくのだろうと思いますけれども、この現場については有望な、面積的にはどういうあれか

分かりませんが、有望な素材として財産にし得るものになっているのかということをお伺いしたことで、林道がもしなかったら、それなりに対応はしていかななくてはならないと思いますし、有望であればさらに予算をつぎ込んで、こういうところを増やしていくことが、一、二年でなるわけではないので、その辺はきちっと計画していくことが必要だと思いますけれども、いかがですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

しっかりと使えるところは伐採をして、そして再造林をすると、そういったサイクルができるように、当然これはお金をかけるところはしっかりかけて、そのような流れに持っていくということで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私から1点、附属資料の106ページ、有害鳥獣被害対策事業ということで、猟友会の補助とか駆除業務委託などという事業内容が書かれております。

鳥獣害の被害というのは、最近市街地にも出てくるということで、非常に全国的な問題になっているのですけれども、このような対策費を行っての成果については課としてはどのような形で捉えているのか。前年度より何頭、何匹多く駆除しましたという取り方なのか、どういう形で成果が上がっているというふうな、成果として捉えているのかをお伺いします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えをしたいと思います。

具体的な捕獲の頭数ということでまずお話をしたいと思いますけれども、令和3年度はツキノワグマがまず24頭ということですし、それからイノシシが3頭、ニホンジカが3頭、その他小動物がまず22頭、カラスですとかハクビシン

ですとか小動物が22ということとなっております。

それで、この頭数なのですけれども、確実に増えていることは増えております。やっぱり令和2年度、元年度に比べれば増えているということなのですけれども、そのことをもって成果というふうには捉えておりません。これは、あくまでも最終的な手段ということで、やむを得ず捕獲をしたということをごさいます、そのほか鳥獣害の対策というものは農作物の被害、人身被害、これをいかに食い止めるかということですので、プラスの成果ではないと思います。マイナスの部分はいかに食い止めるかということとして、捕獲のほかに電牧柵ですか、電気柵、この設置に対する助成ですとかもやっておりますし、そういった防ぐ取組ということもこれはしなければいけないというふうに思っております。

それで、実は町民の皆様にもできることがあって、ちょっとこの場を借りてお話をしたいと思いますけれども、5点ありまして、1つは食べ残したものを、これを捨てたり放置をしたりしない。山もそうですし、コンポスト等もそうかもしれません。これは、食べ残しを捨てたり放置をしないということが1つ。

それから2つ目として、これも十分ご承知の部分かと思えますけれども、里山の緩衝地帯での下草、灌木など、そういったものの刈り払い、いわゆる境目をしっかりすると。いわゆる里山と、それから動物のすんでいる部分の境目をきちんとしましょうと。

そして、3つ目として熊の行動が活発である早朝、夕方の作業時、十分に気をつけていただきたいというふうなことです。

それから、4つ目として農地の作業時、ラジオなどで音を出して人の存在をアピールすると、要は音を出してアピールをしていただきたいと。

そして、5点目として熊の侵入を防ぐために収納庫等の施錠を徹底すると、そういった基本

的な対策を農家だけではなくて、これは当然町民全体で行っていくことによって成果という、いわゆる被害というものを防ぐことができるのではないかと、その部分が成果ではないかというふうに捉えているということでございます。

長くなって失礼しました。よろしく願います。

委員長 高橋宏君。

8番 課として今言われたような5点、重要な点だと思うのですけれども、そのように捉えているのであれば事業内容に、それを町民に広く知らせるとか、そういう事業を入れるべきだったのではないかと思うのですけれども、その点については。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

電気柵の助成事業ですとか、いわゆる注意喚起という部分に関しては広報でも行ってまいりましたが、やはり認識が十分にされていないということであれば、別途事業を考えて、もう少し認識が深まるようなことで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 熊の有害でいろいろありまして、シャッターを開けて小屋の中を物色するというようなことが、それを農家の人が動画で、何か全国放送になったみたいで、2日ぐらいNHKの方が来て、その動画を見たりしていて、その後非営利団体みたいな方々から電話が町のほうにどんどん来て、猟友会でも熊は駆除したのですけれども、また次の日も来たのです。だから、もう慣れてしまって、ここに行けば何かあるというような、だからそういうようなものを小屋の中に置かないようにとかいろいろ考えないと、熊に負けてしまうというか、熊の知恵のほうが行ってしまっているような感じで。

もう一つ、熊を殺傷して、ある団体から何事だというえらいお叱りを受けまして、林業振興課の課長さんたちがお話を猟友会と持ちました。

町民の皆さんに追い払いという、すぐ熊来たから猟友会に電話して撃ってけると、そういうふうな感じではなく、まずは追い払いからやるのだというような、ルールと言ったらいいか、あれを町民の皆さんにもやっぱり分かってもらわないと、すぐ猟友会に熊がいたから来て撃ってけると、そういうふうな感じではなく、町のほうでちゃんと町民に順番を、追い払いなり、電牧なりをきちんと考えてもらわなければ、これからはやっぱり大変ではないかなと思いますが、その辺はどのように考えておりますか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

改めてということなのですが、熊、イノシシというものを捕殺するという部分を積極的に進めるのではなくて、これはあくまでも人身被害ですとか、そういった危険が差し迫った場合にやむを得ず行うというのが原則になっています。この点、間違いないようにお知らせをしたいというふうに思います。

その点で、先ほどちょっと長くなりました5点ほど町民の皆様にご案内をさせていただきたいこと、それからあと電気柵を張るですとか、自分たちでもできる対策があります。近づけない、追い払う、そういったことをしっかりとやっていただくということがまず大事かというふうに思います。そこをやらずに、いきなり出たので捕ってくださいというものはちょっと順番が違うというふうに思いますので、その点についても改めて整理をして、チラシ等で町民の皆様にもお知らせしたいということで準備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、附属資料の106ページの森林エネルギー利用促進事業ということで、まきストーブのことですけれども、平

成22年度から森林エネルギー利用ということで、まきストーブの利用を拡大したいということでいろいろ取り組んでこられたと思いますけれども、ここの数字なんか見てみますと一向に増える要素がないように思われますけれども、この辺はどう考えていらっしゃるか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり、なかなかまきストーブの利用あるいはチップボイラーの利用等が進んでいない現状にあります。いろいろ理由があるかと思えますけれども、当然導入するためには住宅の改修等がまず必要になるといったことで、なかなか進まない部分があるのかなというふうに考えています。

ちょっと決算の部分から外れますけれども、実は令和4年度に林野庁の補助事業ということで、地域内エコシステムのモデルの構築事業というものに取り組んでおります。その中で、当然町の持っている、いわゆる資源の供給の能力ですとか需要の部分、当然これはネックになる部分も明らかにするわけなのですけれども、そういったものを明らかにしながら、森林エネルギーをどのように普及していくかということのを改めてこれは整理をしたいということで取り組んでおりますので、そこで一定の方向性を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 大変丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。実は、まきストーブを利用している方からちょっとお聞きさせていただきましたけれども、石油と例えばまきとの経費のかかる価格がどうなのか、ちょっとその辺を。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 詳細の資料、手元になかったもので、後ほど調べて価格についてはお知らせをしたいというふうに思います。

委員長 柳沢安雄君。

3番 実は、まきストーブを利用している方からのお話でございましたけれども、石油とまきとどっちのほう安くなるのかなということをお聞きしたけれども、まきストーブも結構高いようです。それで、できれば普及拡大のためにはもうちょっと補助を出していただいたほうがまきストーブの拡大につながるのではないのかなと思いますので、その辺のご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 先ほど申し上げました部分なのですが、地域内エコシステムのモデル構築の中でもこの部分を十分検討していきたいと思えます。当然これ価格差がある場合に、いわゆる補助をすることによってこれが進むかどうか、そういった検討も必要ですので、事業の中でも考えてまいりたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで林業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで林業振興課への質疑をひとまず終了し、次のさわうち病院の審査に移るため、2時50分まで休憩いたします。

午後 2時40分 休 憩

午後 2時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、さわうち病院が所管する認定第8号令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査を行います。

病院事務長から説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまでございます。決算状況を説明申し上げる前に、当委員会に出席させていただきます職員を紹介させていただきます。主任の赤石広光です。私は、事務長の東清彦です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、これより西和賀さわうち病院事業会計の決算に係る説明をさせていただきます。今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際にその概要をご説明しておりましたので、ただいまの説明は概況的な事柄のみについてのみとし、限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に努めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、令和3年度の患者動向であります。議案上程の際にも申し上げたとおり、入院の延べ患者数は9,491人で、前年度対比1.1%増となりましたが、病床稼働率は65%にとどまり、目標としていた70%には届きませんでした。また、外来患者数につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が心配でありましたが、医科、歯科いずれも前年度を上回る結果となりました。

次に、収支でございます。収益的収支における医業収益ですが、入院収益については地域包括ケア病床の増床による成果が見られ、前年度対比で5.4%の増収となりました。外来収益も患者動向が反映され、前年度対比で5.1%を上回り、医業収益全体で前年度を3,700万円余り上回る結果となりました。

別冊の附属資料の業務報告書2ページと3ページをお開きいただきたいと思います。このページの一番下の部分になります。患者1人1日当たりの診療収入の推移という表でございますが、これは診療単価がどうなっているかというところになります。令和3年度は、入院が前年度に比べて1,326円の増、医科外来は106円の増となっております。歯科外来も338円増と大きく伸びており、7,000円台の診療単価となつて

おります。

続いて、決算書の20ページをお開きいただきたいと思います。上段の表になりますが、こちらが収入に関するものになります。医業収益は、先ほどご説明したとおり入院、外来収益とも増収となり、前年比3,700万円余りの増となったほか、その他医業収益も新型コロナウイルス感染症ワクチン接種委託などにより924万円余り増となり、医業収益合計で6億4,087万4,194円、医業外収益は他会計補助金とその他医業外収益の減などにより、前年度対比で2,200万円余り減の2億9,797万3,501円、特別利益は令和3年度において感染症対策従事者慰労金交付事業がなかったため、収入額はゼロ円となっております。これにより事業収入の合計で9億3,884万7,695円となりました。

下の段になります。医業費用の部分になりますけれども、1、医業費用の(1)、給与費ですが、医科医師1名、看護師2名、管理栄養士1名の増などにより、前年度対比2,599万2,000円の増となりました。(2)、材料費につきましては新型コロナウイルスワクチン接種に係る使用材料購入等により189万円の増、(3)、経費につきましては県からの派遣医師がいなかったため負担金が発生しなかったことや、地域包括ケア病床導入に関わるコンサル料の支払いがなくなったことなどにより、前年度対比3,422万2,000円の減となっております。このほか(4)、減価償却費は748万円の減などとなり、医業費用は前年度対比1,448万5,000円余り減となる9億4,826万3,744円の決算額となりました。これにより医業外費用2,183万4,447円を加えた9億7,009万8,191円が事業費用の合計となっております。

この結果、別冊附属資料の業務報告書8ページ、9ページ目をお開きいただきたいと思います。当該年度の純損失、いわゆる赤字額ですが、赤字額は3,125万円となりました。3,125万円となりましたけれども、前年に比べ一般会計から

の繰入金を3,000万円減額したほか、当初予算時点で見込んでいた損失額との比較でも4,000万円余りを圧縮することができました。

地域医療を担う公立病院として、24時間365日の医療体制を維持していくには、本町のような過疎地域ではどうしても採算性が確保できないことや、新病院建築で毎年1億円を超える減価償却費を計上していることなどを踏まえると、単年度収支の均衡を図ることがいかに難しいかは委員の皆様にもご理解いただいているところかと思えますけれども、そのことには決して甘えることなく、適正な収益の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げ、概況説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から2点ほど質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、附属書類の9ページ、10ページ等で概況についての記載がありますが、先ほど事務長のほうから赤字幅が4,000万円ほど令和3年度は圧縮ができたということの説明がありました。本当に院長をはじめ事務長、職員の皆様方のご努力の中でこういった結果となったというふうに感じておりますが、あえてお聞きをしたいと思えますが、今回地域包括ケア病床を26床から令和3年度は33床に増やしたということであつたりが大きな財政的に赤字幅を圧縮できた要因かなということと総括をされているようではありますが、令和2年からコロナ感染症等がずっと拡大をして、コロナ感染対策における費用というか、給付金というか、県あるいは国からも大分いただきながら活動してきている状況ではないかなというふうに感じますが、もちろんコロナ感染症に対してはワクチン接種であるとかいろいろな活動もしているかと思いま

すが、今回目に見えてというか、4,000万円という大きな赤字の圧縮ができた要因の大きなところは、もしかしてコロナ感染症による、そういう収入等が多くあったということが大きいのかなというふうに個人的には思っているのですが、その点は事務長はどのように捉えていますか。

もう一点ですけれども、コロナ関係でいただいた費用で、今回令和3年度は簡易陰圧PCR検査室設置工事を行ったわけですが、この検査室の使用状況というか、稼働状況というか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ありがとうございます。最初のご質問についてお答えいたします。

コロナ感染関係の交付金とか補助金関係ですが、決算書にしますと26ページに県補助金あるいは国庫補助金の部分で掲載しているものがございます。大きなところでは、コロナウイルス感染症入院施設等確保事業というのがありまして、当院ではコロナ陽性者を受け入れる病床を3床、フェーズ3というか、一番蔓延しているときに3床ということで届出を行っております。その確保部分ということで、この854万円という補助金が入ってございますし、あとワクチン接種の関係で医療従事者の接種を当院で引き受けてやったということで、若干、55万円ほどの費用をいただいております。

あとは、国の補助金としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止継続支援補助金ということで、こちらについては金額は10万円となっておりますが、こちらについては館内の清掃をしている部分に充てているというところになります。

あとは、このほかに町から集団接種のワクチンの委託を受けておりますので、そちらの部分の費用というところが主なコロナ関係の収入になりますけれども、今回当然コロナ関係の部分、例年ないものですので、若干は影響はあったか

と思いますが、去年から入院の収益が大幅に増えてきておりましたので、一番の要因はやっぱり入院の収益が多くなったということというふうに感じております。

あと次に、PCR検査室の稼働状況ということでご説明いたします。PCR検査室、昨年の2月末に完成して引取りを行いました。実際2月、3月となるとコロナ感染、当院でも検査、かなり多くなってきておる時期でありました。実際コロナの検査、これまでもドライブスルーで実施してはありますが、職員の感染等の対策を考えると、あと効率のよさもありますが、ドライブスルー方式がやっぱり理にかなっているところもありまして、検査についてはドライブスルー方式で現在も実施しています。

検査室をどのように利用しているかということですが、町内でも感染者が発生して、特に施設であるとかそのようなところで発生してしまいますと、入所している方々等、そこに入れられないわけで、当院は入院を完備している先ほど言いましたけれども、実際中等症以上は受け入れられないというような条件もあるので、大半は北上市内の病院のほうにお願いをするのですが、どうしても入院にまで至らないと、陽性者で入院にまで至らないという方々については検査室を利用して、点滴であるとか、あとは処置であるとかをしている状況です。実際利用人数については、まだそれほどではないのですが、現在のところ6名ほどの対応をしているという状況にあります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 分かりました。コロナ関係の補助あるいは交付金等以外にも地域包括ケア病床を26床から33床にしたということなわけですが、これは今後も例えば収支改善のために包括ケアの病床を増やしていこうというような考えなのか、その点について伺いたいと思います。

それともう一点ですけれども、先ほど事務長

からも説明があった中で、コロナ関係のベッドを3床取っていたということではありますが、令和3年度でコロナ感染でさわうち病院に入院した方は何名ほどいらっしゃるのか、その点もお聞きしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 では、1点目の質問になりますが、包括ケア病床をこれから増床する予定があるのかということになりますけれども、当院では病床数40床でございます。そのうちの33床を地域包括ケア病床にしておりますが、昨今の状況でありますと、包括ケア病床というのは入院して自宅に戻すと、帰すというのが趣旨であるので、現在でありますとやっぱり高齢化も進んでおまして、自宅の前にどこかの施設、または別の病院で療養してからという方々も多くなってきております。病床数をどうするかについては、国から新たな病院の改善の計画づくりが示されておりますので、その計画を策定する際に議論になるかなというふうに思っております。

あと、令和3年度のコロナ陽性者の入院についてですけれども、令和3年度はゼロでした。ございませんでした。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 附属書類の11ページに職員に関する事項というのがあります。令和3年、令和4年ということで、ここには職員数書いてありますけれども、本当にこのコロナ禍においてさわうち病院の医療従事者の皆さん、あと関係する皆さんには大変ご苦勞をかけたなと思っています。本当にありがとうございます。

そこで、現状もありますけれども、この人数で令和3年においてはどういう状況だったのか、また今後の職員数の考え方をちょっとお伺いたします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 職員数につきましてでございますけれども、4月1日現在で正規職員が52名、会計

年度任用職員は27名という人数がおりました。職員数については、実際コロナ陽性者の方の入院の受入れということになりますと、夜勤の人数を増員したり、あとは外来検査の人数を増員したりというようなことが生じます。現在もいろいろ総看護師長等には苦慮して配置をいただいているのですけれども、やはり陽性者を受け入れるとなるとちょっと人数が、特に看護師になります。人数が不足するかなというところもあります。さらに、途中で退職した職員も数名おりますし、あと出産で休暇予定の職員もおります。そのようなことを考えると、やっぱり予備、予備員と言え失礼ですが、もう少し看護職は必要かなというふうに考えております。

その他の職につきましては、現在うまく回っているというか、機能しておりますので、現在のところは現状でいいのかなというふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 看護師がちょっと足りないというような状況にあるかなということでしたけれども、これまで給食センターの話と絡んで管理栄養士さんという話がありましたけれども、その辺はどのような方向でいますか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 管理栄養士のご質問ですが、関連して令和5年度の職員採用試験で看護師数名と、あと管理栄養士も募集をしていただきました。これから試験があるのですが、採用に向けて今取り組んでいます。実際病院の業務だけということになると、今なかなか業務数が足りないかなというところもあるので、町のほうの健康管理部門と連動しながらというような方向で今検討しているところでございます。

委員長 早川久衛君。

9番 私、さわうち病院利用したことなくて、こういうことを言うのは非常に心苦しいわけなのですけれども、町民の間で非常に予約しても

時間がかかるということ、甚だしいのは半日ぐらいかかっているということがありますし、それから会計も非常に遅いということの指摘を受けております。それから、私は県外、2か所の大きい病院に通っていますけれども、本当にスムーズに、会計から何から予約から、せいぜい30分から1時間待ちぐらいでできるわけなのですけれども、さわうち病院さんはなぜそうなっているのかということが1つ。

それから、看護師さんほか対応が非常に悪いとかかなり厳しい意見を聞いていますけれども、その点は教育なさっているのかを2点お願いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ご質問にお答えしたいと思います。

予約時間、予約制としておりましたので、その時間よりはかかっているというのが実情でございます。ましてや昨今コロナ関係で、緊急で検査等が入りますとさらに遅くなってしまうので、さらにご迷惑をかけているのかなというふうに感じているところです。

実際予約としておりますけれども、当然当日に体調が悪いという方も入ってきます。当院、医師、会計年度任用職員の医師も合わせて4名で診察に当たっておりますが、うち1名は常に病棟のほうに常駐しておりますので、実質3名、あとは各診療科、応援いただいている先生方の診療になります。

我々もいろいろ投書等でそういうご意見はたくさんいただいております。その都度患者接遇委員会というのが院内にありますので、そこで協議をして、どうしたら短縮になるかというところで協議はしておるのですが、なかなか改善に、そのようなご意見があるということであればやっぱり改善に至っていないなということで、改めて感じたところです。会計の部分も含めまして、また院内の委員会のほうで協議しまして良策がないか、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

あと、対応についてということです。これについても、院内患者接遇委員会があります。いろいろな接遇に関する研修とか、実際幹部の職員になると指導者の研修にも行ってもらっていて、そこでいろいろ勉強して、部下のほうに伝達をしてもらって指導はしているところですけども、そのようなご意見があるということですので、またこれはちょっと持ち帰って院内で協議したいと思います。なるべく皆さんのご意見に沿うように努めていきたいというふうに思います。

委員長 早川久衛君。

9番 何とか、やっぱり町民は町民の病院という感じで接しているものだから、余計期待しているわけなので、その辺は今後改善をしていただきたいということが1つ。

町民は、午後からなり行って断られることも多々あったということ、令和3年、何人かから聞いていますけれども、そういうことありますか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 それは予約の関係でしょうか、診察。

委員長 早川久衛君。

9番 予約ではなくて、午後から行けば、さわうち病院では駄目だよと、ほかに行ってくださいという形で断られたというのが何人かおります。そういうのは事実ですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 基本、午前中は予約診療ということで、診療科によっては午後も、眼科であるとかちょっと混雑する部分について午後も予約をいただいておりますけれども、病院にいらっしゃった方を断るといったようなことはないかなというふうに、具合悪くていらっしゃっているのしょうから、それをここでは診られないというのではないかと思います、例えば専門外来で、泌尿器科であるとかについては応援に来ていただく診療日が決まっておりますので、その際に今日はやっていないよとか、そういうふ

うなことはあるかもしれませんが、体調が不良なのに今日はうちの病院では診られないというようなことはないかと思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 病院事務長からの説明で、前年度よりも赤字幅というか、圧縮されたということで、先ほどから皆さんおっしゃっているように現場の皆さんのご努力のたまものと思うのですが、一方で事業報告書の中にもあるのですが、事業経費の中で包括ケア病床のコンサル料が不要になったと。その金額が3,400万何かがしと。前年より数字だけ見ますと、これがそのまま、コンサル料がそのままあれば前年と同じかなというような、数字だけ見ますとそういうことにはなるのですけれども、このコンサル料がなくなったことでのデメリットとか、そういうのがなかったかというのが1つ。

あとは、先ほどもありました給食センターのほうに将来的には病院食も移行するというような計画になっているのですけれども、現在直営で行っている中での問題点、給食センターに移行するに当たって何か不都合な部分というか、そういう点を現場のほうではどのように捉えているのかについてお伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 初めに、包括ケア病床のコンサル料というところでしたけれども、昨年まで業者に入らせていただいて、その運営について指導していただいたというところになります。

この料金につきましては、入院分の増収分の25%を経費としてお支払いするというような契約になっておりましたので、昨年度包括ケア病床を26床にしたことで、その分の経費が発生していたというところにあります。減額になった部分は、このコンサル料の部分だけではないのですけれども、その部分の減額はありましたし、あとは一般会計からの繰入れ等も若干その部分で調整等入っておりますので、この部分が大きな要因にはなりますが、そのような状況にな

っていました。

あと、給食の問題についてです。現在一般質問でも答弁させていただきましたが、直営になって2年目ということになります。現在6名と補助の1名の7名と、あと管理栄養士で業務に当たっておりますが、シフト等を組む部分でやはりどうしても早い時間帯は無理であるとか、遅い時間帯は無理であるとかという部分が出てきますので、そのシフトの調整がなかなか難しいというところになりますし、あと給食センターでもし調理する場合というところについてですけれども、給食センターで調理する場合は実際チルド系の部分になってくるかなと思います。その作業の仕方であるとか、そのような部分も一から勉強というか、していかなければいけないと思いますし、あとは幾ら給食センターが隣にあるからといって手で持っていったりとかは当然できませんので、運搬の部分であるとか、あとは作ったものを院内に持ってきてからの処理の資格であるとか、それについては一から勉強してになると思いますので、その部分の労力が発生してくるのかなというところが今感じているところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたコンサルが不要になったことでのデメリットはないというふうに捉えているということでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 コンサルがいなくなったことでのデメリットというのはないと認識しております。年に4回ほど調査というか入っております、そこで調査票を上げて、審査も東北厚生局ですか、東北厚生局のほうに審査してもらって了解を得ているという状況ですので、健全な運営をしているというふうに認識しております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでさわうち病院への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了いたします。

明日13日は午前9時半より学務課から順に審査を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 3時22分 散 会